

監獄學雜誌

第四卷第一號

目 録

- 新刊の辭
● 論說
● 監獄所見雜記 (第五) 岳 洋 生 (三丁)
● 監獄教誨ニ就キ中央府縣監獄教誨師諸君ニ 小 堀 華 山 生
● 監獄ニ處セラレタル者ハ其言渡ニ對シ上訴 探 美 學 人
● 監獄工錢規定ノ改正ヲ要スルコトニ就テ 上 田 定 次 郎 (二〇丁)
● 著海ニ就テ (第三卷第十五號ノ續)
● 海外通信 在 伯 林 信 山 生 (二二丁)
● 近世ニ於ケル獨逸監獄制度ノ沿革 (三四丁)
● 雜錄 在 伯 林 信 山 生 (二四丁)
● 李侯ト犯罪ノ關係 モ リ ソ ン 述 (三一丁)
● ロング氏監獄觀察ノ結果 (三一丁)
● 翻譯 分房監獄ハ如何ナル標準ニ依リ建築スヘキヤ 獨逸モアヒツト監獄典獄クローチ氏 山 上 義 雄 譯 (三三丁)
● 通信 獨逸モアヒツト監獄典獄クローチ氏 山 上 義 雄 譯 (三三丁)
● 統計 獨逸モアヒツト監獄典獄クローチ氏 山 上 義 雄 譯 (三三丁)
● 問答 獨逸モアヒツト監獄典獄クローチ氏 山 上 義 雄 譯 (三三丁)
● 教誨 獨逸モアヒツト監獄典獄クローチ氏 山 上 義 雄 譯 (三三丁)
● 教誨ノ方針 獨逸モアヒツト監獄典獄クローチ氏 山 上 義 雄 譯 (三三丁)
● 雜報 獨逸モアヒツト監獄典獄クローチ氏 山 上 義 雄 譯 (三三丁)
● 寄 寄 獨逸モアヒツト監獄典獄クローチ氏 山 上 義 雄 譯 (三三丁)
● 在 監 人 營 養 物 攝 取 明 細 表 ニ 就 テ 在 崎 玉 縣 草 刈 次 郎 稿 (五五丁)
● 諸 讀 餘 話 在 崎 玉 縣 草 刈 次 郎 稿 (五五丁)

警 察 監 獄 學 會 發 兌

會 告

豫告の如く此は卷を改むる本誌第一號より翻譯及ひ講讀餘話の欄を増設せり而して翻譯には差向さ先づ有名なるクローネ老典獄の新案に成り爰は臨時建築事務局勤務たりし監獄課員 監獄建築標準 を載せ講讀餘話にハ小山上義雄氏の纂譯に係る所の 補解を録す共に是れ監獄 獨逸監獄法講義 學研究の好材料たるを信ぜ

警察監獄學會

○本誌定價並廣告料

●監獄學雜誌 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
●全 署內五名以上購讀ノ向ハ 壹部 前金五錢五厘(全 上)

●一府縣內數百名協議購讀ノ向ハ 前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク

●又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取經メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラ

●セラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

●廣告料 〇雜則 金十錢

●監獄學雜誌ヲ本會ニ向ケ直接注文セラル、ハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ

指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラレシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取經主任ノ資格ヲ以申込ノ向

●右本會ニ於テ信スル所ノ諸君ニハ特ニ廢職ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ケ可シ亦

●前金拂込ノ向ハ書印ヲ押捺スルヲ例トス

●本會ニ向ケ直接雜誌代金ヲ送付セラル、ハ爲換ノ宛名ハ本會會計部トシ東京四谷郵便支局ニ向

●ケ振込アルヘシ

●通運便ニ付セラル、ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以代用セラル、ハ五厘切手一割増タルヘシ

●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

發行所

警察監獄學會

警察監獄學會出版物廣告

司法次官清浦奎吾君序文 內務省偏獄務顧問故フラン、セル、パツハ君序文

東京集治監典獄八木秀太郎君跋 內務書記官文學士久米金彌君序文

官城集治監典獄八木秀太郎君跋 小河滋次郎君編著

第五 日本監獄法講義 完

洋裝美本金字入紙數四百五十二頁定價金一圓五十錢非常減價金六十錢全國無遞送料但四ヶ月々駄拂込ヲ諾ス本支署長又ハ各課及書記看守長諸君ヨリ申込ノ外ハ前金ヲ要ス

●本書ハ本邦監獄則、施行細則及看守以下監獄吏員分掌例ニ據リ逐條泰西監獄學ノ新說及各國ノ監獄法

●規等ヲ比照參酌シテ條々ノ意義、立法者ノ精神ヲ注疏剖解シタル新著書ナリ著者ハ久シク職ヲ內務省

●警保局ニ奉シ多年ノ治獄ノ實修ニ當リ尙覺ヒ監獄官總習所ノ譯官トシテ常ニ內務省ノ獄務顧問タル獨

●逸監獄學士ニ就ス益々斯道ノ所見ヲ考證シテ立論ノ根據ヲ固メ或ハ本邦內務省ノ指令通牒若クハ常局者

●ノ意見等ヲ參酌シテ實例及立法ノ精神ナル所ヲ開明シ、苟クモ本邦治獄ニ關ル要項ハ勿論治獄改良ノ

●テ亦々盤纏ナシ、故ニ各地方獄務講習所等ニ於テ參考書教科書トシテ最モ適當ナルハ勿論治獄改良ノ

●今日、直接ニ斯道ニ關係ヲ有セラル、諸士又ハ世ノ識者タルモノ、須ラク一讀スヘキノ長著書ナリト

●讀者ノ判定セラル、所ニ任カス

●前警保局長小松原英太郎君演述

再 監獄費國庫支辨論 完 (定價金八錢 全國無遞送料)

司法次官清浦奎吾君序文 宇川盛三郎君序文 小河滋次郎君反譯

再 獨逸監獄管理法 完 (定價金四十五錢)

再 獨逸監獄管理法 完 (定價金四十五錢)

再 獨逸監獄管理法 完 (定價金四十五錢)

再 獨逸監獄管理法 完 (定價金四十五錢)

○看守 獄務提要 完

○必携

靜岡縣知事小松原英太郎君序文
 内務省參事官兼法制局參事官文士都筑馨六君序文
 内務省書記官文士久米金彌君序文
 内務省警保局監獄課長小河滋次郎君著

豫約法

- 製 本 本文 上等日本洋紙 表紙 クロース金字入 一部金五十錢
- 定 價 一部金二十四錢
- 一府縣内看守押丁 諸君全員購讀 本會支辨
- 運 送 費 上記ノ割引ハ官署、典獄、書記看守長本會會費 取廻主任ノ諸君ヨリ一纏メ申込ミノ分ニ限ルヘ
- 發 送 金 全員購讀ノ向ヘ着本其月ヨリ向四ケ月(一ケ月金一錢ノ割)拂込ヲ諾ス。送金ノ節ハ郵便又ハ銀行爲換トシテ本部宛送付セラレタシ。通運便ヲ以テ送金セラシ。ハ其持込賃ヲ加ヘラレタシ。宮城縣管内豫約員ニ限リ仙臺市大町書林木村文助ヘ向ケ送金セラレタシ
- 發 送 申込ノ内冊數及土地ノ便否ヲ圖リ極メテ速達ヲ期スヘシ

靜岡縣知事小松原英太郎君題字
 宮城縣監獄典獄八木秀太郎君序文
 宮城縣典獄山崎德義君序文
 宮城縣治監獄教誨師藤吉智教君著

監内揭示條目辯解

全 (定價 金十五錢) (部數ニ依割引法アリ)

監獄學雜誌第四卷第壹號

新刊の辭

一層茲に改つて新年來る余輩は一層の歡喜を以てこの新年を迎へ我監獄事業の爲めに謹て讀者の健康萬福を祈る

夫れ我監獄の業たる幾多の峻坂は累々として前途に横はり盤根錯節は常に隙を窺ふて填充せんとす此の時に當り斯の重業に従ふもの果して如何の覺悟を要すへき、唯一、即堅忍不拔なる、自動的決心是のみ

試に眼を放つて社會平線より監獄の實況を觀察せよ社會は監獄の存在を認識す然れども單に其存在を認識するに止まり其何故に存在せざるへからざる乎或は如何なる形勢なるへさ乎等は未だ社會の留意する所とならざるあり

如是我監獄事業と社會とは精神の連結殆んど絶無あるを以て吾人如何に號叫するも到底徒勞たるを免かれず故に吾人は現在軌掌の事業に就て鞠躬盡精すへきは勿論一面に向つては大に社會の注意を喚起し社會と我事業との接邇を圖るは最必要なりと信す

余輩は知る讀者の多分は日常斯の業に従事せらるゝの士なるを而して又諸士か既練の經驗と才能とは斯の至難なる重業を擁護し發達せしむるに適當あるべきを然れども社會の狀態は實行上種々なる點に向て諸士を窘逼せしむること多く爲めに諸士熱衷を冷却し敏腕を制肘するの嘆あるへし然りと雖とも諸士は是れ到底本邦監獄改良家たるの月掛冠を戴かざるを得ざるを想はゞ種々なる迫害は諸士の爲めには最好の同伴たるべきのみ余輩は切望す諸士の我事業に従ふ一に之を已に反ふ寸地を得れば寸地を守り着々内部の改良を圖られんことを余輩不敏と雖とも斯の事業の爲めには誠意熱心倒而已矣の決心を以て犬馬の勞を盡さんと欲する者なり自今益々自動的決心を鼓舞して本誌に従事し主觀的に改良を量り併て大に社會に訴ふる所あらんとす其經綸の如きは時を逐て讀者に議せん」嗚呼我監獄の業たる前途茫漠にして實に至困至難の事なり而して之か改良成美の重任を負ふ者吾人を措て將た何人にか歸せん余輩は信す監獄の事業は吾人最高の天職にして畢生執着力を以て奉事すべきものなりと此の大責任を荷ふて遠征の長途に登るこの時に當り身心健全活潑ある讀者に接す豈に一層の歡喜を以てこの新年を迎へざらんや

論 說

●巡回所見雜誌記第五

岳 洋 生

紀律と懲戒とは形影相俟つて須臾も離るへからざる關係を有するものあるか故に紀律を勵行せんと欲するときは勢ひ懲戒處分を嚴密頻繁ならしめざるを得ざるなり自然の理なり況んや彼れ放恣頑冥、法規を蔑如し秩序を壊敗するに馴れたる者を駕御するに於てをや懲戒即ち外形的抑壓法は實に彼をして緊縮嚴正なる服従紀律の下に養成せしむる所の必要手段を謂へきなり、遇囚紀律は之を従前に比すれば著るしく其面目を改めたること事實なり、此の事實に伴ふの結果として到る所、懲罰件數の増加を見るは蓋し自然の理勢として深く怪むに足らざるなり、然れども唯、數の上に於ける懲罰の多少は以て實際に於ける遇囚紀律の張弛を卜するの準となすに足らず懲罰を運用操縱する所の實況を見て以て遇囚の適否如何を察知すべきなり、若し夫れ萬一にも唯だ懲罰件數の多きのみを以て紀律勵行より來る所の好現象なりと信し或は漫に懲罰件數を多からしむるのみを以て紀律勵行の目的を達し得へしと思惟するか如きものありとせば是は未だ懲戒の眞義を解せざる淺見薄識の者流なりと謂はざるを得ず、予輩は我が賢明なる當局者諸氏の内一人としてまた斯る淺見を抱き誤解に迷ふが如き者なきを信す、漫然唯だ懲罰件數の多きを誇稱して揚々得色あるが如き者あるへしとは予輩固より夢にも之を想像すること能はざるなり懲罰權の貴重なることは諸氏能

く之を知る之れが操縦運用は最も慎重且つ敏活ならしめざるへからざる所以の理も亦た諸氏能く之を詳悉す、之を詳悉する所のもの果して能く之を實行の上に遺憾なからしむるを得たりと爲すか予輩甚だ此に感ふ

先輩某學士曾つて予に對して忠告すらく今や我國、遇囚の實況を見るに稍々懲罰權を濫用するの傾向あるを知る、之を聴くの時、予は未だ容易に之を信せず嘗たに信せざるのみならず寧ろ寛慢不紀律なる舊時代より比較し來りたる誤謬の認識に出てたるものにあらざるなきやを疑へり然るに今回、親しく自ら其の實況を精査するに及んで始めて某學士をして此言を發するに至らしめたる所以の偶然にあらざるを了知せり、予輩敢て今日の遇囚を以て過嚴なりと謂はず又寛柔舊時の如くなりと謂はず尙ほ又懲罰權濫用の傾向ありとも斷言するを欲せず然れども少くも往々にして此貴重なる權能を操縦運用する上に於て慎重の注意を缺き敏活の作動を失するものあるの事實は決して掩ふへからざることなりと信ず予は此點に於て大に當局者の反省を請はすんはあらざるなり

所謂懲戒若くは懲罰と稱する所の者、決して之を狹隘の意義に解すへからず、違例犯則、苟くも之れありバ如何なる細微のものと雖ども決し之を看過するか如きことなく必らず懲戒的處分を以て之を制裁せざるへからずとは蓋し紀律確保の要訣なりと雖ども然かも所謂懲戒的處分と謂へる意義の範圍は甚だ廣く訓誡も亦た一の懲戒的身分なり、誹責も亦た一の懲戒的處分なり典獄の職權内に於ける恩惠の殊遇の典を制限若くは剝奪するも亦た一の消極的懲戒處分の手段なり極端に之を言へば一睨一撃と雖ども亦た懲戒の性質

を備ひたるもの否な備ひ得へきものと云ふも可なり故に若し當局者にして此の廣義の意味に於ける懲戒處分の範圍内に在て操縦せらるゝ所あらんには徒らに狹義の懲戒處分即ち減食、屏禁閤室等の處分件數を多からしむるが如きことあらざるも庶くは以て十分、嚴正なる紀律を確保し得らるへしと信す、若し夫れ懲戒なる意味をは狹義に解し懲戒即ち減食、屏禁、閤室等の懲罰に外ならずとすときは嘗たに細大百般の違令犯則に對して適當適切なる措置を施行し依つて以て個人的遇囚主義を貫徹するに便ならざるのみならず終にハ貴重なる懲罰其物の威嚴を損傷し且つ其効力を薄弱寧ろ効、全く無くして害、反て甚だ大なるものあるに至るを恐れずんはおらず小鼠も馴るれば即ち猫兒の前に眠る、減食又減食、終には飢餓の苦を感せず、屏禁又屏禁、終には寂寥の反て靜養に可なるを喜び、閤室又閤室、終には鼾聲高く戶外に漏れて轉た人をして其平然安如たる樂境遇を羨慕せしむるものあるに至る、斯くの如くにして如何ぞ能く懲罰の効果を収むることを得へけんや、紀律を確保する所以のもの此に至て終に反て之を壞敗する所の具に供せらるゝと謂ふへきなり彼の懲戒處分なる意義をば狹隘に解するの結果は終に此に至るを免れざるを信す戒慎を加へざるへけんや

違令犯則、其種類の饒き何ぞ嘗たに百十數而已ならんや加之之れに違ふの情狀の異なるも共に之を犯すの主体境遇も亦殊別なり、故に個人遇囚の主義に遵て紀律振肅、涵養陶冶の目的を徹底せしめんとならは宜しく機に應じ變に處する所の敏捷滑脱ある措置を行ふに綽々たる餘地を存し置くの注意なくんばあるへからざること勿論にして彼の懲戒處分なる意味をば廣義に解釋せざるへからざる所以のもの亦實に此に在り、

然るに予の今回、調査し得たる所の實況に就て之を察するに概して皆然りと云ふにはあらずれども所謂懲戒處分なる意義をば極めて狹隘なる範圍に局限する者多く然かも其狹隘なる範圍内に於ける施爲の狀況は甚だ敏活慎重の注意を欠くものあるを免れざるものゝ如し、而えて其藉言する所を聞けば曰く監獄則の不備なるよりして懲罰種類の少きを如何せん然り監獄則の不備なるは予輩も亦之を認む懲罰の種類をして成るべく多からしめんとは予輩も亦常に之を切望す、然れども今日の事唯だ強ち監獄則の不備のみなるに由らんや如何に監獄則の完備せるものありと雖ども固より千百箇ならざる多種の犯行に對して一々之れに契合すへき適當の措置を規定し得へきにあらす言だ應用其人を得て始めて能く功を成す故に活用者其人にして若し今日の精神、今日の注意の如くならしめんには如何に完備せる監獄則あるも到底其効なかるへい、信ず予輩は若し活用者其人にして大に今日の頭腦を革新せらるる所あらは能く不備なる現行監獄則を補ふて尙ほ緋々懲戒の目的を貫徹するの餘地あるへしと斷言せんと欲する者なり。

調査し得たる所の二三の實例を掲げて之を示さん或監獄に於ては違令犯則、苟くも之れあれば如何なる微細のものと雖ども寛假する所なく之を懲罰し其懲罰するや必らず減食以上の懲罰を以てす而して其個人的關係の如きは深く之を問はざるなり否殆んど全く之を知らざるなり故に懲罰處分の多き日に十數件を以て數ふるに至る（此監獄に常に平均八百内外の囚員を有す）又或る監獄の如きは懲罰と云へば千遍一律渾へて皆減食にして屏禁閑室は其設備あるに拘はらず曾て一たび之を用ひず、或は又減食處分は概括して三合と定め犯狀體質常食の如何に拘はらず凡べて減食なる名義の下に三合食を給與するものあり（尤も日數

に長短はあれども）或は又犯則數回、懲罰に懲罰を重ね來りたる惡漢の犯したるものと數個の賞票を以て標置せられたる良囚の違ふたる所のものと其同一の行爲にして之れに對する亦同一の懲罰を以て其處分するものあり其狀、恰かも一の千金丹を投して肺病、胃病、痰咳嗽、溜飲、其他凡へての疾病に感應せしめんと欲するものに異ならず、若し果して貴重なる懲罰權を掌握する所の當局者にして此くの如き施爲に任かせて顧る所なしとせば何ぞ名譽が其貴重なる藥籠を捨て、有害無効の賣藥に倚賴する者と擇ばんや又懲罰の犯行に對するは恰も影の形に伴ふか如く其處決執行は極めて敏活神速ならずんばあるへからず然るに實際の狀況は即ち全く之れに反し其寛慢遲頓なること實に驚くべく極めて細微の犯行を審決するにも尙ほ三四日以上の日子を費し甚しきは犯行と執行と其間、三十日有餘の経過あり而して其犯行を問は僅かに放屁一番せりと云ふか如き誠に瑣細なる事件なりと云ふが如きものあり、非違を制裁する所の懲罰は恰かも是れ疾病を醫治する所の藥劑の如し病已に去るの時に於て藥を投ずるも何の効かあらん、非違已に人の記憶に存せざる時に於て懲罰を施すも何の効かあらん必要なきに懲罰を加ふ是れ豈此權能を弄用するものに非ずや空しく必要あるの時機を経過せしむ是れ豈此權能を蔑如するものに非ずや予輩實に其不注意の甚しきに驚かずんばあらざるなり

（以下次號）

● 閑室教誨に就き中央府縣監獄教誨師諸君よ一言す

小浪華痴 山 生

教誨は監獄の目的を達するに於て最大要務たり最好方便たるは既に世人の認むる所なり然れども其方法宜

しきを得されは之れが實効を奏するを得ざるのみならず却て他の獄務を妨げ行刑の目的を阻害し遂に無用の儀式たるを免る可からず教誨師たるもの豊深く注意せしめて可ならんや

予頃日中央政府監獄教誨師會同議事概略なるものを見るに其議する所教誨の方法を一定し益改良進歩を謀り以て惡漢無頼頑硬陋劣の徒を感化誘導し遷善改過の實を擧げ社會の平安を害するものゝ根底を絶んとするにあり教誨師諸君の熱心勵精實に敬服感嘆の外なし然れども閤室教誨に至りては予輩未だ賛同を表すると能はす否大に其有害無効たるを唱ひざるべからず其之を議するに當り廿一番議員の質問に對し四十二番議員答て曰く閤室は監獄則中最も重き罰なれば其教誨も亦隨て最も重きを措かざるを得ず故に閤室の構造か窓を開かされは音聲を通せざる場合ひに於ては假令幾分の光線を室内に通し閤室の功用を害するにせよ教誨は忽せにす可からず然れども其構造に依り室外より聲音を通ずる場合に於ては素より室外より教誨すへし云々又三十九番議員は曰く吾縣監獄署に於ては窓を開き教誨するのを許されずの者を以てすれば光線を通ずるときは閤室の功用を害する相違なきも被罰者をして悔悟せしむるの點よりすれば暫く光線を通ずるも教誨は必要なりと信す云云而して閤室教誨に就ては他に二人の異見を述ふるものなく滿場一致を以て之を可決したり諸君は監獄教誨師として學識あり實験あり多年監獄の爲め熱心盡力する人たるを知る一身を犠牲として感化改良の事業に勵精勉勵する人たるを信す而して斯の如き議決を爲し四十二人中一人の之を否とするものなし予は諸君の爲めに大に此議決を悲み諸君の爲めに大に其失體を浩歎せすんはある可からず嗚呼中央政府監獄教誨師諸君は此議決を以て直ちに之れが實行を得たるものと思ふか諸君は教誨の爲めに懲罰の執行を中止するを得ると爲すか

柳も獄則は四人の一舉一動を緊束して毫も假借する所ある可らざるは諸君の業に己に了知する所なるへし故に違令犯行以て監獄の秩序安寧を害する者あるに於ては最も峻勵に最も嚴正に之を罰し之を懲らしめて眞に獄則の畏敬すべく遵奉せざる可らざるを知らしめ犯則者をして再び獄則を犯して罰に處せらるゝ如き行爲あらしむ可らず然らずんば紀律の嚴正懲罰の規程何を以てか維持するを得んや閤室は監獄則中最重の科罰にして最も嚴重に最も正確に之れが執行をなさる可らざるは予が喋々を俟たずして明なり夫れ然り然るに此に至る大の科罰即ち閤室被罰者に對し教誨を必要なりとし窓を開き光線を通して閤室の効用を害せんとす閤室の効用を害するは懲罰の執行を害するなり即ち監獄の懲罰權を侵害蹂躪するものなり何を誤れるの甚しきや諸君試みに思へ教誨は治獄の要務なりと云ふと雖ども懲罰權を侵害蹂躪して之を爲し得へきものなるや否やを典獄は如何なる場合(規則に於て執行の中止を命ずる場合は格別)と雖ども懲罰の執行は嚴正確實せにざる可からず然るを諸君は教誨に重きを措き之れが執行を妨害し懲罰の嚴正を毀損せんとす是監獄の秩序安寧を紊亂妨害せんとするものにあらすして何ぞ嗚呼思はざるの甚しき一に何ぞ茲に至るや斯く言はば諸君は必らず言はん監獄の目的とする所は改過遷善再刑辟に觸れざらしむるにあり改過遷善の目的を達せんと欲せば閤室被罰者の如きは之を懲罰すると同時に之れに教誨を加へて感化改善を勉めざる可らず閤室教誨は案より必ずしも窓を開き光線を通ずるにあらす其構造に依り室外より音聲を通ずるを得は敢て窓を開くを要せず然れども音聲を通し得ざるに於ては已むを得ず窓を開かざるを得ず是他に良法を

得されはなり若し闇室の効を失ふとして之を爲さらんか感化改良果して何れの日に於て見るを得ん殊に教誨は被教誨者の平時と感情を異にする時に於て之を爲すを最も益ありとす闇室被罰者の如きは身は暗黒室中に陥没せられ目あれども視る能はす耳あれども聴く能はす食は以て饑意を満たすに足らず衣は以て寒を防ぐに足らず疾痛悲哀煩悶苦惱訴ふるに所なく憐みを乞ふに人なし矣此悲哀苦悶平時と感情を異にする好機に乘し法を説き道を教へ善行を話し嘉言を談し温顔以て之を慰諭し誠心以て之を勸誘せば假令兇暴頑惡悍猛虎狼の如く害毒蝮蟻の如きものと雖も感化改良の實効を奏すると蓋し難きにあらざるへし之れ特に闇室教誨に重きを置き光線を射入して闇室の主意に違ふと雖ども改善を促すに於て教誨を必要なりとする所以なり何ぞ爰に懲罰の執行を妨害するの意あらんやと夫れ然り諸君の熱心實に喜ふへし鋭意誠に賛すへし然れども此方法に至りては決て宜しきを得たるものと云ふ可からず否全然違法反則之れか實行を許す可からざるものなり元來闇室の主とする所食を減するのみにあらず臥具を與へざるのみにあらず食を減し臥具を與へざると共に全く光線を遮断するにあり然るに教誨を必要なりとして窓を開き光線を射入す闇室の効用懲罰の威嚴果して何處にあるか恰も感化改良を欲して減食者に食を與へ屏禁獨愼者に雜居を許すと一般何の擇ふ處あらん諸君は感化を勉め改善を促さんとして減食者に食を與へ獨愼者に雜居を許し以て其方法宜しきを得たるものと爲すか諸君と雖ども豈能く之れに首肯すへけんや闇室に光線を通して教誨をあるの不可なる否違犯反則たる夫れ斯の如し諸君の銳意熱心之れか實行を欲して議決したるへしと雖ども畢竟徒勞たるを免かる可からず

闇室の構造は固より堅固を極め嚴密を要せざる可からずと雖ども之れに近接して大聲疾呼したらんには音聲を通するを得へし否闇室は堅固嚴密を要すると共に音聲を通し得るの構造を採らざるへからず果して然らば諸君は室外教誨の法に依らん且亦其方法宜しきを得たるものと云ふを得へしか諸君は斯の如き教誨尙能く實効を奏し得るとなすか如斯教誨尙能く諸君に満足を與ふへしか予は斷して云はんとす其方法決して宜しきに適したるものにあらす斯の如き教誨決して寸効を奏し得るものにあらす

抑も教誨をして眞に有効ならしめんと欲せは親しく被教誨者に接し其面貌容姿を視察し其舉動に依り態度に應じ周く彼感情を觀察し臨機應變抑揚頓挫彼をして以て慚愧せしめ以て悲哀せしめ以て勇奮せしめ以て泣かしめ以て喜はしめ以て樂ましめ又以て教誨師其人の誠心誠意を以て能く彼の心髓に徹底せしめ不知不諱の間に於て廉耻の重んずべく徳義の尊ぶべく國法の遵奉謹守せざる可からざるを知らしめ勸誘指導薰陶啓發以て孝悌忠信仁義禮讓を解せしめ遂に彼等をして正良の人醇朴の民たらしめん是に於て始めて教誨の目的治獄の要旨を貫徹したりと云ふを得へし然らずんば聲を潤らし舌を爛らして日夜に之を説くと雖ども安んじ兇惡奸黠の彼等をして能く開悟改善の域に至らしむるを得んや夫れ然り然らば則室外教誨は此目的を達するに於て此要旨を貫徹するに於て恰當の方法なりとするか苟も教誨の何物たるを解するもの誰か之を可とするものあらんや

今假りに室外教誨を以て有効無害の良法なりとして被教誨者の面貌を見ず容姿に接せず感情を察知せずして幽明を隔てゝ之を爲すとせんか彼れ被教誨者は如何なる感情を以て之を迎ひ如何なる舉動を以て之を聴

聞すへきか闇室内に於ては素より彼の舉動を規し坐作を制する難ければ或は安坐し或は横臥し或は眠り或は覺して或は笑ひ或は罵り或は故らに耳を塞て之を聴かざるも亦知るへからず只に然るのみならず所有醜行汚穢の舉動を爲しつゝありと雖とも亦如何とす可からず此紀律なく拘束なく惡漢虎狼の徒に對し壁を隔て大聲疾呼す其説く所玄妙卓絶の真理なりと雖とも其談する所天地を感動し鬼神を哭泣せしむる如き事實なりと雖とも決して些少の感動刺撃を彼に與ふるものにあらず夫れ然り如何そ兇暴頑冥の彼をして開悟の域遷善の境に達せしむるを得へけんや所謂暗世の發砲たるのみ何の益する所あらん只に益なきのみならず教誨價值を失墜するものなり自ら教誨の威嚴を毀損するものなり自ら嘲笑侮慢を招くものなり思はざる可けんや是教誨は治獄の要務なりと雖も其方法宜きを得されば實効を奏すると能はざるのみならず却て大害ありと云ふ所以なり諸君は又言はん兇暴奸黠の徒を驅て正路の良民となす監獄教誨亦實に至難の事業なりと云ふへし此至難の事業に於て直に効蹟を認めんとし其効蹟の顯著ならざるを以て教誨の方法宜しからすと爲し又被教誨者は之を謹聴せざるへし之を服膺せざるへしと一旦の想像臆斷を以て教誨の無効を説く酷も亦甚しと云ふへし予輩素より室外教誨を以て完全無缺の良法なりとするものにあらず然れども之を爲さうらんか感化改良安を望む可けん假令其効驗微薄なりと雖も之を爲すは爲さるるに優る萬となり何ぞ恣りに他の嘲笑侮慢を恐れて躊躇するの意あらんやと夫れ然り予亦何ぞ斯の如き理由を以て之に反對を唱ふるものならんや

凡天下の事物に於て利害得失あるは數の免かれざる所にして一利の生ずる所一害必ず伏し一得あるもの亦必ず一失を伴ふは理の正に然るへき所なり然れども其利害得失を考究して利の多きに從ひ之を採り之を用ひは蓋し失敗を防ぎ過害を避くるに庶幾からん乎是に人の一事を爲し一物を採るに於て豫め利害得失の研究推考を要する所以なり今室外教誨に於て其利弊如何を考究するに其利する所なくして弊害の多き既に前述の如し而して弊害の及ぶ所獨り室外教誨のみにあらず總ての教誨に於て價值を失し威嚴を損し嘲笑侮慢を招き遂に教誨は無用の儀式たるに終らんのみ教誨の前途に於て豈に注意一層を要せずして可ならんや予の徹頭徹尾闇室教誨に反對する以上述ふるか如し然れども是れ私見たるのみ素人考たるのみ素より學識あり實驗ある専門家諸君の多數議決に對して之を云ふ何の益する所なかるへしと雖も聊か鄙見を述て諸君の一考を煩はし以て垂示を仰く諸君高論卓説を惜むなくんは幸甚

●懲治ニ處セラレタル者ハ其言渡ニ對シ上訴ノ權アリヤ

探 美 學 人

懲治は不論罪に係る幼者及瘡痍者の犯罪に對して施す所の行政處分なり蓋し裁判所に於て統治上彼等の不論罪を判決したる以上は茲に司法的處分を了したるものにて唯社會平和を維持する點より或る時間之を懲治場に留置し教誨感化以て其行狀を改悛せしめんとするにあればなり換言すれば如斯不良の幼者等を其父兄の監督に放任すれば公益上危險なる者と認め國家が父兄に代て監督の權利を實行するものなれば之を強制教育と曰ふ敢て不可なきなり故に懲治は司法的處分に非ざること明瞭なり從て刑の執行にあらざること火を睹るよりも明けし」然るに論者あり懲治の言渡を受けたる者は刑事訴訟法の所定により上訴の權あり

と稱す其理由とする所は彼等も一の犯罪者にして唯幼者たり瘡痍者たるの故を以て罪を論せられざるのみ其犯罪の捜査起訴判決等の手續は皆刑事訴訟法に従ふべきものなるを以て豈に結果たる懲治の言渡に對して上訴の權利なしとせん況んや判官等の誤調に依り犯罪なくして空しく懲治場に拘束せらるゝの不幸なしと謂ふ可らずと其説或は理あるか如し然れども未だ其根深を探らざるの誹あるを免れず即ち論者は懲治の行政處分たるを知らざると所謂之を刑法に規定し裁判所に委任したるは一の行政的變例の處分たるを知らざるの致す所なり其之が司法的處分に非ざることば前來論する所の如し而して之を裁判所に委任したる所以は裁判所は彼等を強制教育即懲治に附するの必要ありや否を決定するに適當の調査と便宜の地位あるを以てなり勿論不論罪を判決する迄は訴訟法の規定に従ふべきも其判決以後に就ては司法的の關係を離れて又一の同法支配に屬すべき理由なし且訴訟法中上訴の規定あるは全く犯罪能力ある者以上の刑罰的判決に對して與へられたる救済法にして刑罰的判決以外寧ろ行政的變例の處分たる懲治言渡に向て適用せらるべきものにあらざるや疑なし斯かる明白の道理なるにも拘はらず論者懲治は犯罪糾治の結果なるを以て同じく上訴の權ありと主張す何ぞ知らん犯罪糾治の結果は有罪無罪免訴の三者に外ならざるを論者は未だ猶之を以て行政處分なりと知らざる誤想に座する迷斷のみ若し數百歩を譲り彼等以上訴の權ありとするも上訴は何か故に設けられしかに反考せよ抑訴訟上上訴の制あるは判官如何に慎重熟慮以て事を處するも神ならぬ身の誤謬なきを必ず可らず是を以て刑事被告人の利益と社會の公益を護持するを目的とし訴訟關係人をして其權利を恢復若くは主張せしむる爲めに設けられたるなり故に同法三百十七條に於ては刑は裁判確定の後に非されば執行するを得すと規定せり夫れ人の自由は貴重なり故に國家と雖適正の理由あるにあらざんは其自由を奪ふ能はず於是乎救済的上訴の制あり又斯の法理に因りて裁判確定後に非されば刑は執行せすとの定則を生ず若し去懲治者にも上訴の權利ありとせば上訴を設ける法理の結果たる確定即言渡の確定後にあらざれば執行するを得ざるは自然の道理たるに拘はらず懲治は刑罰に非ざるを以て其執行は同法三百十七條に依て確定の後を俟つ能はず言渡後直ちに執行せらるべきものたり猶極言すれば懲治は言渡に依て直ちに確定するものなり確定の言渡夫れ何に據てか其効力を動かすを得ん論者懲治者の糾治は最初より普通訴訟の手續に依るべきものなるを以て上訴の權ありと謂はゞ何ぞ同一筆法に依て確定後にあらざれば執行するを得すと曰はざる論者の説の如くは上訴に寛にして執行に酷なるものと言はざるへからず世豈に斯かる矛盾の理あらんや要するに立法は一般の受刑者と懲治者とを全然別視し上訴法は受刑者を待ち懲治者を視ざるの精神なること前後照合せば釋然解すへき看易き筈合なり然らざれば争てか一に寛にして他に酷なるの愚を學はんや唯だ懲治處分も自由を拘束せらるゝものあり之に向て救済の策なかるへからずとの論旨は所謂立法的の辭柄にして現行の法律に依て懲治者上訴權の有無を斷定するものにあらざるなり故に曰く懲治は行政處分なり現行の法律は上訴の權を與へず從て言渡後直ちに執行せらるべきものなりと論者の如きは所謂形に依て法律を解するものにして精神を以て法律を解すへしとの格言を知らざるものなり論者以て如何となす

●給與工錢規定の改正を要することと就て

上 田 定 次 郎

刑法及監獄則の規定に依り役業に服する囚人に給與せらるべき雇工錢の幾部分は各囚人の權能なるや將た恩惠的なりやの義に就ては目下監獄家の疑點とする所にして我國現行の法制又其何れを以て根基とせる乎の疑なき能はず從て亦實際に於ても或は囚人の權利として取扱はるゝものゝ如し然れども亦或る場合に於ては法定の恩典視せらるゝ場合なきにあらす然れば此問題に就て研究を試みんこと徒に冗曠たらざるのみならず大に思慮を要すへきことありと信す因て聊か左に予輩の所見を開陳せん

予輩夙に斯道の先覺者に聞く現時歐洲各國中監獄制度の最も發達したる獨逸聯邦殊に字漏西國に在ては給與工錢は素と法律の恩典に出づるものにして囚人即ち勞役者より強て之を請求するの權利あるべき性質の者にあらす其割合の如きも只其最高額（假令は懲役囚には凡そ二十ペンニー禁錮には三十ペンニーを制限とす）を限定するに止まり此制限内に於て各囚の品行投能勉否等を監査して其給與額を料定するものなりと故に傭工錢の幾部分にして其本人へ交付せられざる以前即ち額置中の工錢は未だ本人の所有に歸したるものとせず從て囚人にして若し在監中故意又は懈怠に依り官の器物を毀壞する等のことあるときは額置工錢を以て相當の賠償額を扣除することを得べきものとせり其他裁判執行權を以ても額置中の工錢に對しては差押權を有する能はずとの規定もありと聞く依是觀之は字漏西に於ては給與工錢の制たるや其性質權利的にあらすして恩惠的たること明かにして疑を存せざる所なり而して其何れを以て妥當なりやと云ふに予

輩は疑ひもなく其法定の恩典に出づるものなりとの説に賛同を表するものなり今試に其理由を述べんに元來國家刑罰權の基礎たるや從來學者の間に種々の説ありしと雖も今日は殆んど歸一せるものゝ如し其は如何と云ふに國家が犯人に對し刑罰を嚴行するの權利を有するは國家生存の必要條件として之を換言すれば國家が刑罰を執行するを得るは絶對的正義に出たるものにして傍ら社會の安寧を保持し幸福を増進するの目的に外ならざるなりと果して此説にして正當なるものとせば別段喋々の議論を要せず刑罰は全然正當なり刑罰を以て私人の權利自由を剝奪する何んぞ怪むに足らん哉然り刑罰は正當なり正義に出たるものとせば刑罰に處せられたるものに對し監獄則の定むる所に従ひ行刑する是れ又當然なり然れば刑罰執行の手段として方法として獄則の定むる所に従ひ作業を採らしめ勞役を課する是れ亦正當にして何等の非議を容さんや

右の如く刑罰權は素と正義に出て其刑罰を執行する方法として獄則の規定に従ひ強制作業を課する是れ皆刑罰權の作用なれば囚人にして役業し余義なく勞動に服せしめらるゝことあるものゝに對する相當の報酬を取得するの權利なきや是れ又明かなる理由にして何んすれを以て勞動に服すればとて普通良民と同一様之に相當する報酬を請求するの權利の生するなきや素より當然なり

右は只其理由の大要に過ぎずと雖も要するに給與工錢は權利的にあらすして其法定の恩典に出たるものなることを確むるに足るべく更に茲に喋々の辨を要せざるへしと信す

然れども我現行法律の規定如何と云ふに大に前者と異にして殆んど其權利的たることを認められたるものと

思惟せらる何となれば現行刑法第二十五條及監獄則第二十二條の法文を熟讀玩味するに殆ど其法定の權能たることを證明するに足る試に其理由を言はん刑法第二十五條は定役に服する四人の工錢は監獄の規則に従ひ其幾分を獄舎の費用に供し其幾分を囚人に給與す云々とあり而して監獄則第二十二條は其割合を定め重罪囚には其二分輕罪囚には其四分を與へ云々又無定役囚懲治人及刑事被告人にして作業に服する者の工錢は之を十分して六を與へ云々と規定せり此二條相連貫して初めて給與工錢の歩合確定し而も刑法及監獄則俱に與へてう絶對的命令文法を用ゐたるを以て見るも給與工錢の性質全く權能に屬すべく解釋せられ恩惠に出づるなりとの説は殆んど其理由を發見するに苦まざるを得ず然るを尙且恩典なりと理解せざるへからずと云んか實に奇怪千万と云ふへし立法者は何故に其原則たる刑法及監獄則の法文を改正せざる前掲二個の法文にして改正せられざる以上は如何に法理上の理由且李國獄則の完備善良なる法制に慣はんとするも法律解釋學の許さざるあるを如何せん故に右の理由あるにも拘はらず今日我國の實際に於ても殆んど權利として取扱はるゝものゝ如し何となれば從來未だ曾て領置の工錢を以て官物毀損の賠償を爲さしめたることなく又之を剝奪或は削減したることを聞かざるは勿論現行の法制斯る變則的解釋を容るべき餘地を存せざるなり尙一步を進めて論せん領置工錢保管上利子の義に就ても或は之を各囚人に配算するの困難困難なるより無利子預けとすへしとの内論もありたるやに聞く依是觀之も吾當局者は給與工錢を以て各囚人の權能なりとせしものに相違なかるへし然り果して然らば予等此規定に就ても大に其不當を訴へざるへからず其理由に至ては予輩が先輩に獄務に練達せらるゝ岳洋小河君も其著書に於て給與工錢は恩惠的た

ざるへからず又領置工錢に就ても保管中利殖の法を計り而して其利子の如きも各囚に配當するの必要なく須く監獄慈惠の費用に充るを以て最穩當なりとすとの高説もありたれば今更予輩の呶々を須たざる所あれども抑も領置工錢無利子預け入の理由とせらるゝ毫釐の端數に對する配算上の困難なる等の如き薄弱なる理由を以て折角法定上貨殖の途を開かれたる生産資本なる金錢を空く不生産的國庫に保管せしむるか如きは經濟上最も採るへからざる所にして予輩は之に向ても大に當局者の猛省を仰かざるへからずと思惟す前陳の如き理由あれば現行給與工錢に關する刑法及監獄則の法文を改正せられんとを望む抑も傭工錢の幾部分を囚人に給與するの制度は刑罰執行をして適實ならしめん爲め或る目的即ち被處罰者をして勞せされは食すへからずとの良民的習慣に馴致せしめ併せて刑余賴る所なき慈惠尙之を換言せば當日社會より驅逐せられたる不良の徒をして正業に就くの資を同せしめんと目的に外ならざれば法律上の恩惠に出づるものなること明かにして又其歩合の如きも李國の如く畫一の額に止めずして最高度の範圍を設け其制限内に於て各囚個人的の性行及勉情を詳悉し其歩合を定むるの權を監獄の長官たる典獄の職權に任するの制に改められんと最も妥當なりと思惟す（此制を設けられたる上は典獄は司獄官會議の議を経て其宜しきを得せしめる等の方法を立つること正當ならん聊か參考の爲め一言す

右の如く給與工錢の性質既に恩惠なりと法定せられんか領置工錢の利子の如きも各囚に配分するの必要もなく困難もなければ領置中の工錢は保管金規則に依り充分利殖するの方針を採り其利子の如きは監獄則第二十四條規定の監獄慈惠の費用に充つること前掲給與工錢の性質及旨趣に適し該條の目的を徹底せしむる

に於て大に裨益する所あらん

蒼海一滴

●作業に就て(第三卷第十五號の續)

之を要するに監獄作業に就ては成るべく慎重懇切なる注意を用ひ回避し得らるゝ限りは務めて民業と競争するか如きことなからしむるを要するは勿論なり若し夫れ監獄をして一大資本家が莫大の資本を卸し低廉なる多數の労働者を使役して盛んに或る種類の物品を製作せしめ大に之を市場に轉糶し低價を懸けて以て汲々之れか販路を擴張するの結果終に市價を攪亂し民業を妨害するに至らしむるか如きことありとせんか政府は遂に不正不法、不注意不信切の責を免かれ能はざるべきなり、監獄作業の結果として成るべく妨害を民業に及ぼさしめざることに就ては各國共に政府當局者をして大に其頭腦を痛ましむる所なり或は官司業は恰かも政府自ら商業を營んで直接に民業を妨害するの嫌ひあるか故に之を排斥して受負業となし公けの入札法に由て落札したる或る民間の事業家に委任するに如かずと稱し或は既に受負業に由て民業の妨害を避け得らるゝものならんには官司業と雖も亦た之を避け得られざるの理なし苟くも慎重なる注意と適當なる方法とを以て之を施行するに於ては其結果は即ち受負業と同くして偶々収利を見ること多きを得べく受負者の見込み置きたる利益は即ち監獄之を占む其多くの利益は即ち正當の道に由て國家の有に歸し以

て國費の幾分を補償し民負荷の幾分を軽減す加之受負業に就ては往々私人即ち受負者の利害と行刑上の便否と衝突を來し其結果知らず識らず一私人の利益の爲めに嚴正なる行刑の紀律を紊るに至るを免れず故に受負業は斷然之を排斥して官司業を以て之に代へしめざるべからずと唱へ昨非今是或は此れを採り或は彼れに轉し其狀恰かも風に隨ふて泛々遷移するものゝ如く各國皆な此流行病に陥みつゝあるの實況にあらざるはなし然れども今日の狀態に就て之を察すれば彼の受負業の勢力は次第に衰退し官司業なるもの漸く其の氣焰を高めつゝあるものゝ如く予の意見に依るも亦た官司業こそ監獄作業に適當したる方法なりと思惟す其理由は略ほ前に官司業主張者の論旨として陳へたる所のものに同じ殊に其一私人の利益の爲めに行刑の要件を犠牲に供するの恐れありと云ふ一段に至りては受負業の結果として必然、伴隨するを免れざる所のものにして予は唯だ此點のみに於ても亦た極めて受負業の不可なるを信するなり尙ほ又受負業に就ては實際の經驗上、受負者其人をして非常の困難を感ぜしめざるを得ざるものあるを知る他なし或る種類の作業に適當なる若干の四人を選擇するの甚だ困難なること及び折角或る作業に熟達し得たる頃に於て往々出獄或は轉業を餘儀なくせしむる事情の生ずること即ち是れなり現に或る多年、監獄作業を受負ふたる經驗ある者の言に依るも如何に行刑紀律を紊すも尙ほ受負者の便利を計るとせば兎も角も左もなくんば到底進んで監獄作業の受負を爲すが如き者あらざるに至るべしと是れ或は至言ならん機械作事業の振張以來手藝は即ち殆んど其用を失ふに至り監獄作業も亦た幾分か其影響を蒙むるの傾向あり、是れ甚だ憂ふべきのことなり、機械作事業は固と衆力の協合を要するものなるか故に左までの熟練を

要せざる代はりに又單力、以て其用を成し難く、從て一個人として生計の道を得せしむるには即ち甚だ困難なるを免れず故に避け得らるゝ限り成るべく監獄に於ては機械的即ち共同的事業を施行せざるを可とす是は獨り前に所謂生計上の道を得せしむる都合に就てのみならず尙ほ分房の旨趣に違ひ且つ清潔、秩序、靜寧を保つ所ろの道に展ること亦少からざるの恐れあるを以てなり尤も若し止なくして機械的事業を執行するの必要ありとせば宜しく其四人各自の分業する所のものは習熟の上之れに由て生活の資を得るに足らしむる所の事業を撰擇するの注意あるを要す

短期無職の四人に就ては成るべく早く習熟し易くして且つ自活の資を得るに足へき所の業種を撰用すること法意あること甚だ必要なり然れども是は甚だ難事なり或は之を以て言ふべくして行ふべからざるのことゝなすものあるへしと雖も然かも予は決して不可行的の難事なりと信ぜず若し之を難しとして短期囚に對するの作業を輕忽に付するが如きことありとせず寧ろ監獄に於ては全然、作業を廢するに如かずと極言せんと欲するなり既に作業の行刑に最も欠くべからざるの事項たるを認む彼れ短期囚も亦た行刑の一要素あるに非ずや否な行刑上、最も先きに且つ最も厚く留意を要する所の大切な主体なるに非や故に短期囚に對しても亦た務めて適切なる作業を撰んで之を科し由て以て長期囚に對するものと同一に作業の旨義目的を貫徹せしむるの注意あるを要すること多辨を俟たずして明らかなり、監獄當局者、當然の義務なりと謂ふへし漫然、唯だ難事なりとして之を放擲し或は無生産的の作業を以て之れに科し或は逃走の虜なしと云ふが如き單純なる理由にて外役を課し甚しきは作業を與へずして之を徒食せしむ、予は實に其瀆職の大なるに憤慨せずんばあらざるなり現今「ブレッツエンゼ」監獄に於て施行しつゝある所の作業は其類凡そ二十有六種あり未だ以て十分多しとするには足らざれども然かも種類の内には短期囚に適するもの亦た少かなざるなり

海外通信

近世に於ける獨逸監獄制

度の沿革 (承前)

在伯林 信 山 生

隔離法ニ就テ述ンニ先ツ癡癪者孤兒乞食浮浪者ヲ離隔シ男女刑事被告人及幼年者ヲ嚴隔シ次ニ之ヲ罪名ニ依テ區別シ罪質若クハ道德心ノ程度并ニ宗教別ニ依リ階級法ヲ設ケ或ハ職狀法ヲ以テ離居セシメ或ハ夜間分房ト爲シ終ニ晝夜分房ヲ行フニ至リタリ其離居房ニ拘禁スルヲ得ルハ如何ナル者ニ限ルヤハ大ニ研究ヲ要スヘキモノトス千八百六十七年ドレスデン會議ニ於ケル監獄協會ノ決議ハ左ノ如シ

拘置監ト囚人監ヲ嚴重ニ隔離スルハ監獄革命ノ第一要件タリ
囚人監ト禁錮監ハ主義同一ナラサルヘカラス
拘置監及短期囚ヲ拘禁スル囚人監ニ於ケル最良ノ拘禁法ハ分房ヲ以テ唯一トス
千八百七十年スツットガルト獨逸司法官及司獄官會議ノ決議左ノ如シ
禁錮及懲役刑ノ執行法ハ分房ヲ以テ正則トシ雜居ハ之レカ變則ノ場合トス
禁錮刑ハ分房ニ於テ執行セサルヘカラス
分房拘禁ハ法律ヲ以テ之ヲ定メ新築改築ハ他ノ建築法ヲ用ユヘカラス
其他監獄制度革命ノ要件ハ法律ヲ以テ行刑法ヲ制定スルノ一事ニシテ嘗テ獨逸諸邦バーテン、バイエルン、ウユルテンベルヒニ於テ行ハレタリシカ如キ獨逸國分房執行ニ關スル法律ハ適當ナル法律ト謂フヘシ

頃國刑法草案ニ依レハ自由刑ノ執行モ亦法律ヲ以テ定メントスルモノ、如ク普國ニ於テハ嘗テ分房ヲ法律ニアラスシテ訓令ニ依リ施行シ法律ヲ以テ定ムヘキヤ或ハ行政權ヲ以テスヘキヤノ點ニ就テ大ニ議論ヲ生シタルコトアリシモ是レ只一時ニ過キサリシ然ルニ其後再ヒ獨逸聯邦諸國ニ於テ刑法ノ疑問トナリ既ニ刑法會議ニ對シ聯邦議會ハ行刑法律按ヲ提出ヲ促シタルヲアリ刑ヲ確定スル以上ハ刑ノ本質ヲ知ラサルヘカヲサルハ事理ノ將ニ然ルヘキモノニシテ監獄ニ於ケル總テノ欠点ハ行刑ニ關スル法律ノ設定アラサリシニ因ルト謂フモ敢テ過言ニアラサルヘシ聯邦司法省ニ於テモ行刑法律按ヲ調査シ之ヲ聯邦委員ニ附シタル委員ハ調査ノ末實施スル能ハサルモノナリト議決シタルニ依リ本按ハ暫ク再生ヲ待チ居ル者ノ如シ而シテ本按ハ一旦廢棄ニ屬シタルモノナレハ其條文ハ茲ニ明記スル必要ヲ見サレハ之ヲ省略ス獨逸監獄協會ニ於テモ該法按ヲ起草シ會員タウフエル氏ヲシテ感化的行刑法ノ趣旨ヲ説明セシメタルヲアリ當時聯邦諸政府モ不完全ナリト雖モ現行刑法及行刑規則ヲ利用シ施行シ得ル限リノ改良ヲ爲サンコトヲ務メ一方ニ於テ聯邦議會常ニ行刑法律按ヲ提出セント

ノ模様アリタルカ故ニ之ニ對スル準備研究モ大ニ整頓シタリシ就中パーテン及ウエルテンベルヒノ如キハ訓令ノ法ニ依リ行刑法ヲ定メ普國ニ於テハ千八百八十一年三月十六日ヲ以テ司法大臣ヨリ禁錮刑等ノ執行及刑事被告人拘禁ノ規則ヲ訓達シ各地共ニ一定シ司法監獄ニ關スル從前ノ訓令ハ總テ之ヲ廢止シタリ該訓令ハ刑法及刑事訴訟法ノ規定及其目的ヲ達セントノ趣旨ニ出テタルモノニシテ特ニ刑事被告人禁錮拘留囚等ノ區別ヲ明ニシ身分ニ依リ各相當ノ待遇ヲナサシメンコトヲ規定セリ又監獄協會決議ヲ採用シ禁錮囚ニ自食ヲ禁シ分房ニ於テ執行スルトシ獨逸監獄制度ニ著シキ進步ヲ與ヘ聯邦諸監獄制度ニ對シ好模範ヲ示シタリシ然レモ同シク普國囚人ノ一部ニシテ內務大臣ノ管轄ニ屬シタルモノハ司法監獄ノ規定ニ依ルノ限リニアラサレハ前顯ノ如キ待遇ヲ受クル能ハス權衡ヲ失スルコト甚シキニ依リ千八百七十四年伯林ニ開キタル監獄協會會議ニ於テハ行刑法ハ必ス法律ヲ以テ制定セサルヘカヲサルコトヲ痛論シタリ

(未完)

雜錄

左ノ一編ハ過日法學新報ニ依リ世ニ公ケニセラレタルモノナルモ大ニ參考ニ資スヘキ事ト信スルヲ以テ本雜誌ノ讀者ニ紹介セントス

●季候と犯罪の關係

モリソン 述

予輩カ茲ニ論セントスル所ハ春夏秋冬季候ノ變遷ハ犯罪行為上ニ如何ノ影響ヲ及ボスヤニアリ毎年監獄事務員記錄ヲ繕クニ各月ノ第一次曜日ニ於テ英蘭及威西斯ノ地方監獄ハ呻吟セル囚徒ノ數ヲ示セル圖解アリ此圖解ハ業既ニ幾星霜ノ久シキ間公布シ來リタルモノニテ予輩ハ其中六ヶ年ヲ探リ其期間ニ於テ綿密仔細ニ注目シ來レハ暑熱酷烈ナル夏期既ニ去リ溫度ノ減却低下スルニ隨ヒ漸次ニ犯罪數ノ退縮減下スルノ方向ヲ取ルヘキ精確ナル紀律ノ犯罪進路ニ存在スルヲ見ル可シ即チ十月ヨリ翌年ノ二月ニ至ル間監獄內ノ囚徒ハ順次繼續シテ聲衰減却スルノ傾向アレトモ之ニ反シ二月ヨリ十月ニ至ル間ハ溫度ノ昇加スルト共ニ囚徒ノ頻々増加スル現象ヲ呈スルモノアリ一千八百八十四年ノ第三月曜日ニ至ル迄六ヶ年間ノ監獄囚徒數ヲ包含セル昨年ノ監獄記錄ニ由レハ英蘭

及威西斯ニ於ケル地方監獄內ノ囚徒數ハ二月ノ第一次曜日ニ在テハ一万七千六百人ニシテ第一次曜日ニ在テハ一万八千四百人ニ昇リ七月ノ第一次曜日ニハ一万九千人ニ達シ十月ノ第一次曜日ニハ一万九千二百人ノ數多ナル頂點ニ達シ而シテ此日ヨリ漸次低減シ來リ翌年ノ二月末日ニ至リテ終ニ最低度ニ墮下スレハ又始メテ昇加ノ歩ヲ始ムルナリ斯ク毎年季候ニ隨伴シテ犯罪數ノ或ハ昇リ或ハ降ルコト殆ント環ノ端ナキカ如キヲ以テ見レハ季候ニ依リ犯罪ノ進路ニ確乎動スヘカヲサル規律ノ存在セリト云フモ諷言ニアラサルヘシ而シテ此ノ如キ規律ノ存在スルハ蓋シ或ハ永久不動ナル原因アリテ之レカ活動作用ニ因リ正ニ然ラサルヲ得サル理由アルヲ以テナリトス然ラハ其永久不動ノ原因トハ何ンソヤ即チ其原因ハ經濟上ニアリヤ、社會上ニ在リヤ將又季候上ニ存在スルヤ、請フ之ヲ左ニ論定セン

其原因ハ經濟上ニ在リヤ 或ハ論者ハ各季ノ將ニ終ラントスル季節ニ至レハ工業場ヲ出テ、雇傭ノ口ヲ求メン爲メ國內ヲ漂泊彷徨スル浮浪者ノ數夏期ニ於テ最も増加スルモノナルカ故ニ犯罪ノ數モ亦夏期ニ於テ繁殖増加スルモノナリトナシ彼浮浪者ノ漂泊

彷徨スルハ冬期ニ於テ工業場裡ノ人口ヲ増加スルモ夏期ニ於ケル解雇ノ結果ハ一時ニ彼等許多ノ勞働者ヲシテ其糊口ニ窮シ路頭ニ彷徨セシムルニ至ルモノハ彼等漂泊者ノ多數ハ浮浪者條例ノ下ニ逮捕セラルハ故ニ犯罪ノ數モ亦繁殖増加スルモノナリト云ヘリ若シ論者ノ説ニ從ヘハ夏期ニ於テ犯罪夥多ナルハ勞働者等ノ夏期於テ職業ヲ得サルコト即チ經濟上ノ原因アリ然ルモノナルカ如シト雖モ此説ノ真否ヲ確定スルニ足ルヘキ充分ナル事實又ハ明瞭ナル統計ノ存在セサルハ誠ニ予輩ノ遺憾ニ堪ヘサル所ニシテ予輩此説ヲシテ確實ナラシムルヲ得ヘキ方策ノ存スル限リハ如何ニ錯雜繁縷ナルモ之レカ説明ノ勞ヲ採ルヲ厭ハサルナリ然ルニ惜哉其方策ノ端緒タモ得ル能ハサルニ依リ予輩ハ此説ヲ以テ一ノ揣摩臆測ナリト批難スルノ已ムヲ得サルナリ而シテ尙ホ予輩ハ此説ノ信憑スルニ足ラサル所以ヲ証センカ爲メ最妥當ノ道例タルヘキ都會村落相半ハスル英領ノサレレイ州ヲ採擇セン即チサレレイ州ニ於テハ一千八百八十八年ノ七月ニ浮浪者トシテ逮捕セラタル人數ハ翌一千八百八十九年ノ正月ニ縛捕セラレタル人數ヨリ少ナクモ殆ント百分ノ六十二該州之ヲ以テ之ヲ見レハ果

シテ冬期ニ於テ浮浪者最モ増加セリト云フヲ得ヘキヤ事實ハ全く反對シテ其然ラサルヲ証スルヲ如何ニ尤モサレレイ州ハ予輩ノ信用シ得ヘキ統計中ノ一ニ過スト雖モ若シ英領全體ニ就キ其例ヲ舉クルヲ得ハ廣大ナル範圍ニ於テ此事實ヲ表示スルヲ得ヘシ何トナレハサレレイ州モ亦英領國ヲ區劃シタル一部分ニシテ然カモ都會村落相半ハセル好當ノ一州ナレハサレレイ州ハ英領全國ノ標準トモナリ摸範トモナルヘシ之ヲ以テサレレイ州ニ於ケル探究ノ結果ハ全國ニ通シテ適用シ得ヘシト假定セサルヘカラス故ニ此假定ヨリ論斷セハ夏期ニ於ケル犯罪ノ増加ハ浮浪者條例ニ由リ逮捕セラル者ノ繁殖ニ原因セスト云フヲ得ヘシ然シナカラ此假定ハ如何ナル場合ニ於テモ逐一事實ヲ以テ確認セラルモノニアラサルカ故ニ季候ノ關係上冬期ニ於ケルヨリモ夏期ニ於テ犯罪夥多ナリトノ説明ハ仍ホ之ヲ他ニ求メサル可カラサルナリ

人民カ費消スヘキ夥多ノ貨財ヲ得其貨財ヲ飲酒ニ抛ツモノ多ク從テ醉狂者ノ増加ヲ來タスカ故ニ在監囚徒ノ繁殖ハ其原因ヲ飲酒ニ歸スルヲ得ヘシ又如斯飲酒ニ耽ルモノ數多ナルハ職業ノ増加スルニ由ルトハ正當ナル説明ニシテ警察ヲ煩ハスコト繁多ナルハ飲酒者ノ増加スルニ由ルトハ是又理ノ當然ナリトス然レモ概テ醉狂ノ場合ニ於テハ執法ノ任ニアル行政官ハ被告人ニ罰金及入獄ノ二者中其一ヲ擇フコトヲ許スモノナルコトヲ忘ルヘカラス而シテ罰金支拂ノ割合ハ冬期ニ於ケルヨリモ夏期ニ於テ非常ニ夥多ナルヲ以テ見ルモ其夏期ニ於テ醉狂者ノ繁殖スル結果ハ監獄囚徒ノ増加ト正比例ヲ爲サハルヤ明ケシ一千八百八十九年ノ一月ニ比シ一千八百八十八年ノ七月ニ於テ入獄處分ヲ受ケタル重罪及監禁罪ノ例ハサレレイ州ニ在テ百分二十乃至二十八ノ増加アリ之ニ反シ醉狂者ハ只百分中十八ノ増加ニ過ス如斯醉狂者入獄數ノ増加割合ニ僅少ナルハ他ノ犯罪ニ比較シ醉狂者ノ數寡少ナリト云フニアラスシテ此犯罪ハ罰金ヲ納ムルニ依リ全ク入獄ノ刑ヲ免セラルハニ依ル夫レ冬期ニ於ケルヨリモ夏期ニ於テ醉狂者ノ多クハ罰金ヲ納メ以テ入獄ノ刑ヲ免除セラルハ所以ノモノハ蓋シ

其懷中温カナレハナリ約言スレハ勞働者等ノ所持セル金額ハ相互ニ中和スヘキ二個ノ能力ニ於テ活動スルモノナリ即チ一方ニ於テハ行政官ノ面前ニ醉狂者トシテ引致セラルハニ至ルモ皆是曩中豐ナルカ故ニシテ又他方ニ於テハ財貨ニ富ムカ故ニ只罰金ヲ先納者フレハ夏期ニ於テ監獄囚徒ノ増加スルハ飲酒者ノ増加スルカ故ニアラサルヲ知ルヘシ然ラハ監獄囚徒ノ夏期ニ於テ増加スル原因ハ果シテ何レニアルヤ請フ左ニ之ヲ論セン

以上浮浪者及醉狂者ニ就キ述ヘ來リタル所ヲ以テ考察スレハ温暖ナル季候ニ於テ監獄内ノ囚徒數ヲ増加スルハ經濟上ノ理由ヲ以テ説明スルコト能ハサルヤ明カナリ然ラハ此季候ニ於ケル犯罪増加ノ原因ハ社會上ニアルヤ夫レ季候ノ變遷タル社會上ノ狀態ニ著シキ影響ヲ及ボスモノナルコトハ別ニ説明ヲ要セサル所ニシテ嚴冬ノ候寒風凜々肌ヲ劈クノ時ニ在リテハ人民ハ可及的各自ノ家屋内ニ蟄居シテ毫モ爲ス所ナク唯此不愉快ニシテ鬱陶シク且短縮ナ冬日中臍ヲ塞キ戸ヲ閉チテ冷氣寒風ヲ避ケンコトヲ而已之レ勉ムルモノナレモ冬去リ春來リ暖風和氣ノ裡ニ百樹

濃緑ヲ單メ群鳥歌舌ヲ弄スルノ時ニ至リ晝間稍延長ヲ加フルニ當リテハ社會ハ面目ヲ一新シ交通ハ益々頻繁トナリ其極終ニ喧嘩口論亂暴失序ノ行爲續々湧出シ警察ノ手ヲ煩ハシ又ハ囹圄ノ辱ヲ受クルモノニシテ万国交通ノ發達ハ平和ヲ維持セシカ爲メナレハ社會交通ノ増加ハ或ハ眼孔ヲ破リテ盲トナシ頭部ヲ挫キテ死ヲ致スカ如キ不幸ナル反對ノ結果ヲ來スモノナリ夫レ如斯社會ノ交通頻繁ナルニ從ヒ受刑者ノ續々濫出スルヲ以テ見レハ季候ノ漸次夏期ニ進ムニ從ヒ直接ニ犯罪ヲ増加セサルモ間接ニ季候ノ變遷ハ犯罪ノ増減スル原因タルコトハ疑フヘカラサル事實ナリ之ヲ要スルニ季候ノ漸々温暖ニ進ムカ故ニ人類ノ交通益々頻繁トナリ人類ノ交通繁多ナルカ故ニ犯罪ヲ醸生スルコト日々増加スルモノナレハ季候及溫度ノ變遷ニ依リ間接ニ社會ノ狀態モ亦變化スルモノナリト論スルハ敢テ過言ニアラサルナリ

然レトモ予輩ハ是ヨリ溫度漸次昇加スルニ從ヒ犯罪ノ發生スルハ間接ノ作用ニアラスシテ溫度ハ犯罪増減ノ直接原因ナル所以ヲ縷述セン今龍動監獄ノ一ニ就キ探查スルニ一千八百八十九年八月ニ至ル五年間ノ夏期六七八ノ三ヶ月中ニ於ケル囚徒ノ平均數ハ一

千九十一人ニシテ刑罰ノ日々平均數ハ千分ノ九餘ニ昇レリ又一千八百九十年二月ニ至ル五年間ノ冬期十二、二ノ三ヶ月中ニ於ケル囚徒ノ平均數ハ一千九人ニシテ刑罰ノ日々平均數ハ千分ノ七乃至十ナリ此統計ニ據レハ吾人ハ冬期三ヶ月ニ比シ夏期三ヶ月ニ於テ囚徒千人中刑罰ノ増加シタルコト一日ニ付二ニシテ一週間ニ付十二(日曜ヲ除ク)ナリトス換言スレハ冬期ニ於ケルヨリハ夏期ニ於テ犯罪ヲ爲シ囹圄ノ耻辱ヲ受タルモノ、非常ニ夥多ナル傾向アリ如何ナル方向ニ於テ此傾向アルヲ認識シ得ヘキヤ若シ彼等犯罪者ニシテ各自相違セル狀況ノ中ニ衣食シ且煩雜ナル勢力ノ下ニ生息スル自由人民ナリセハ斯ノ如キ現象ヲ呈スルニハ種々ノ原因アルヘク一概ニ論スルヲ得サルモノアレハ今監獄内ニ於ケル獄則違犯ノ場合ヲ見ルニ囚人ハ皆其生活スル情況全ク一樣ナルモノナレハ種々ノ煩雜ナル原因ヲ探究シ之レカ説明ヲナサヘルモ只單純ナル一原子ニ就テノミ之ヲ論スルヲ得ヘシ即テ監獄内ニアリテハ彼等數千ノ囚徒ハ皆同一ノ場所ニ在リテ同一ノ法律規則ニ隨ヒ同一ノ苦役ニ服シ同一ノ物質ヲ食シ同一ノ慣習ヲ以テ同一ノ時間ニ起臥シ事實上其生活ノ狀況ハ徹頭徹尾同一ナ

ルモノナリ夫レ如斯囚人ハ夏期冬期ヲ論セス其生活上ノ情況ニ些々タル變動ヲモ被ラス皆同一ノ情況中ニ起居セルモノナルニモ拘ハラス猶冬期ヨリモ夏期ニ於テ監獄則違犯者ヲ夥多醸出スルヲ見ル之ヲ以テ予輩ハ季候ノ變遷ニ依リ犯罪數ニ増減差ヲ生スル原因ハ季候又ハ溫度其者ヲ措キ他ニ之レカ原因ヲ發見スル能ハサルナリ夫ノ社會上及經濟上ノ原因ノ如キヲ度々述ヘタルカ如ク到底之カタ説明タルニ足ラサルノミナラス假令之ヲシテ同一ノ社會上及經濟上ノ下ニ生活セシムルモ冬期ニ於ケルヨリ夏期ニ於テ犯罪ノ夥多發生スルモノナルコトハ右監獄囚徒ノ例ヲ以テ見ルモ明カニシテ寒暖兩期ニ於ケル犯罪數ノ差異ハ唯一ニ萬有的原因ノ存スルニ因ルモノニシテ萬有的原因ハ全ク事實ニ適合スルモノト云ヘキナリ而シテ萬有的原因中ニ於テ溫度ハ其最モ著大ナルモノナレハ夏期ニ於テ犯罪ノ繁生増加スルハ全ク溫度ノ昇高スル爲ナリト云ハザルヘカラス

夫レ溫度ノ勢力ハ監獄ノ壁内ニ於テ右ニ述ヘタルカ如キ結果ヲ醸生スルモノナルヲ以テ其壁外ナル世界ニ於テモ亦同様ノ現象アルヘキヲ推定スルハ毫モ不當ニアラサルナリ即チ暑氣ニ於テ監獄内ノ犯則者ヲ

増加スルト等シク同季候中ニ於テ刑法上ノ犯罪者ヲ繁生スルモノナリ

萬有ノ狀態ト犯罪トハ密接ノ關係ヲ有スルモノナルコトハ業已ニ論述セシ如クナレハ誰シモ此二者カ密接ノ關係ヲ有シ犯罪ヲ増生スルノ結果ヲ生スルヲ希フ者アラサルヘシ然ルニ尙又此溫度ノ勢力ハ社會ノ秩序風俗ヲ壞亂スヘキ自殺者ノ増減盛衰ニ及フヲ觀ル博士「モルセリ」氏ハ其著自殺論ニ於テ論シテ曰ク歐洲全土ニ於ケル自殺者ノ多數ハ年内ノ兩暖氣ニ發生スルモノナリ而シテ自殺者ノ増減ニ關シ毎年此一定ノ規律ヲ生スヘキ原因ヲ以テ偶然ノ出來事又ハ人ノ意志ニ歸着セシムルハ蓋シ正鵠ヲ失シタルモノナラン斯ノ如キ秩序ヲ紊ルヘキ自殺者ノ數ヲ或國ニ於テハ充分ナル信用ヲ以テ年々豫算スルコトヲ得從テ四季ノ平均數ヲモ前知スルヲ得ヘク事實上各季節ニ於ケル其平均數ハ以テ殆ント或種ノ統計ノ特質ヲ有スルニ足ル程一定不變ノモノナリト又教授「エチンゼン」氏ハ其聲價アル「シモーラル、スタチスチツク」ニ於テ「モルセリ」氏ト其觀察點ハ異ナレハ同一ノ結論ヲナセリ氏ハ歐洲ノ重モナル邦國ニ就キ其統計ヲモ參照シ以テ論述シテ曰ク年内ノ各月ニ於ケル自殺

者ノ數ハ太陽ノ遷轉ト共ニ變動アルモノナルコトハ一般ノ法則トシテ是認スルヲ得ヘシ即チ六、七ノ二ヶ月ニ於テ最も多ク十一、十二及、一ノ三ヶ月ニ於テ最も少シト又龍動ニ在テ最も畫間ノ長キ六月ニ於テハ畫間最も短キ十一月ニ比シテ自殺者ノ數夥シク又英蘭全体ヨリ見ルモ寒中ニ於テハ暑中ヨリモ自殺者ノ數稀少ナリトス是等ノ爭フヘカラサル事實ニ據リ「エチンゼン」氏ハ「コックル」氏ノ信セル如ク自殺者ノ數ニ増減ノ變動アルハ他ニ免カルヘカラサル不幸ナル原因ノ存在スルモノナルコトヲ云ハスシテ寒季ニ於ケルヨリモ暑季ニ於テ多ク自殺ヲ行ヒ易キノ傾向ヲ發生スルモノナルヲ許容セリ

自一千八百六十五年至一千八百八十四年間人口十萬ニ付畫間ノ等シキ月ニ於ケル龍動自殺者ノ分配
一月 七三三、 二月 七二四、 三月 八四二、 四月 九三三、
五月 一〇〇三、 六月 一〇三三、 七月 九〇五、 八月 八九一、
九月 七六五、 十月 七七三、 十一月七二六、 十二月六九一、
(未完)

● ロング氏監獄視察の結果

米國の雜誌記者にて「チャールス、ロング」と云へる

りて氏の爲めに周施の勞を執りし此木司法大臣秘書官も予が視察の結果の我邦に利なりしを痛く喜ひ今後我國の制度文物を視察せんとする外人の來るめは益々鄭重に之を取扱ひ腹藏なく視察せしむる機官民共に心掛け度きものなりと語れり云々

右は府下發兌の某新聞に記載する所なるか此記事の中の特に在獄中製作物の賣拂代價の百分の一を出獄の際囚徒に下付して云々とあるは監獄則第二十二條に規定したる給與工錢の性質を誤解したるものなるべく又撮影云々とあれども右は囚人の相貌を撮影することは其筋の認めざる所として獄舎構造其他監獄の建造物等は差支なきとの旨意なる由なれば多分右の誤傳に出てたるものなるよと察せらる然れども要するに今日世人の俱に許して文明なりと稱する國人にして殊に社會の木鐸たり先導者なりとし自らも任する雜誌記者の口より出てたることなれば是を以ても大に我國獄治改良の端緒を開けることを證するに足り予輩獄治に關係を有する者の俱に慶賀すべきこと、云ふへし獄事改良の今日當局者幸に精勵あれ

浪華生

人の監獄の實況視察の爲め我國に渡來せし由は嘗て本紙に記したり其後氏は關西地方の監獄をも視察しありて先頃既に歸國の途に上りたるか氏か歸國前に或人の間に答へたる所なりと云ふを聞くに予が視察の目的は視察の結果ヲ其雜誌上に記載して新を爭ひ奇を競ふ定刊物社會に誇稱せんとするにありしも實際の狀況を視察するは其完備せること豫想の外に出て歐米人より見ては暖室の用意充分ならざること食物の粗惡なること等二三の缺點なきにあらざれども是れも日本の民度には適したるものなるべく其他の點に於ては勞働の時間と云ひ取締の方法と云ひ歐米に比して耻しからず特に在獄中製作物の賣拂代價百分の一を出獄の際囚徒に下付して正業に就くの資本となさしむる制度の如きは最も感稱に堪へたり又政府が予の視察に十分の便利を與へたるは予の切に感謝する所なり尤も予が囚徒を撮影することに就ては囚徒服の儘に撮影せられて廣く世界に示さるゝを好まず政府も之を囚徒に強命して其感情を損せんことを憂へたれど遂に承諾を與へて撮影せしめたり予は之を携へ歸りて視察の結果を掲載する雜誌に插入せんとす云々と左れば予は府下の監獄を視察するに當

翻譯

翻譯

● 分房監獄ハ如何ナル標準ニ

依り建築スヘキヤ

獨逸モアビット監獄典獄 クロー子編

山上義雄譯

一 建物ノ規模

自由刑執行ノ用ニ供スヘキ分房制監獄ニ拘禁スル囚員ハ二百人以上五百人以下トス然レハ雜居制大監獄附屬ノ分房制監獄ニハ前記ノ囚員ヲ拘禁スル能ハサルモノトス

二 監獄ノ位置

囚人監ノ位置ハ大都府及大工業處ノ近傍タルヘカラス
囚人監ノ位置ハ鐵道線ノ設ケアル中都府ノ近傍ヲ以テ最可トス然レハ都府ヲ離ル、一吉羅米突以上ナルヲ要ス

若シ大都府ニ囚人監ヲ置クノ必要アルハ其都會最近ノ鐵道停車場ノ近傍ニ設ケ運輸ノ便ヲ計リ建築材料運總テ鐵道ノ便ニ依ラサルヘカラス而シテ建築ノ地

ハ可成高燥ナル所ヲ選ミ掛水工事等ノ爲メ多額ノ費
用ヲ費スコナカラシムヘシ

建築地選定ニ際シテハ充分ナル試験ヲ施シ飲料水及
炊事用水ノ欠乏スルカ如キヲナカラシムヘシ四人一
人ニ付一日ノ用水ハ凡ソ百「リートル」トス故ニ五百
人ヲ拘禁スル分房制監獄ニ在テハ吏員共一日七十立
方米突ノ水ヲ要スルノ割合ナリトス

建築地盤ハ可成乾燥セル地ナラサルヘカラス石灰及
砂地等ハ其最モ適當ナルモノトス

三 用地面積

分監制監獄ノ用地面積ハ耕耘ノ業少キニ由リ廣大ニ
過クヘカラス周壁ノ外部ニ於テモ二百平方米突以上
ノ監獄用耕作地ヲ設クヘカラス殊ニ耕作地ハ外壁ノ
周圍ニ分設シ私有地若クハ道路ノ妨ケトナラサル様
爲スヲ要ス

四 建築敷地面積

周壁ヲ以テ圍繞セル敷地ハ必要ヲ程度トシテ制限シ
五百人ヲ拘禁スル分房制監獄ニ於テハ二千五百乃至
三千平方米突ヲ超過スヘカラス吏員官舎及庭園ハ其
場合ニ依テ適度ニ設クヘシ

五 建物配置

ニ建築シ周壁ト接續セシムヘシベントイル及、モアヒ
ツトノ如ク配置スルハ不可ナリトス

官舎ノ數ハ吏員ノ數ニ應ジ建築スヘシト雖モ可成本
官ニハ官舎ヲ貸與スルヲ可トス

排泄物溜場ハ周壁ノ外部監獄耕作地ニ設ケサルヘカ
ラス (未完)

通信

支署長會議及精勤看守賞譽

和歌山縣監獄署

當署ニ於テ監獄支署長ヲ召集シ監獄書記看守長ヲシ
テ一月十四日獄務打合せヲ開キ即日結了セリ
昨廿五年中本縣看守押丁總人員百五十人ノ内七十七
人ハ滿一ケ年間一日ノ欠勤ナク且懲罰ヲ受ケタル
ナキ以テ各金二圓五十錢以下ヲ賞與セリ

司獄官任免

兵庫縣監獄署

姫路監獄支署誌

看守部長ヲ命ス 看守 田中參候
全 佐久間成章

事務所ハ分房翼ノ中點ニ設ケ建物全体ノ通見ヲシテ
容易ナラシムヘシ分房翼ハ之ヲ直角形ニ配置シ線ヲ
シテ平等ニ分配セシメサルヘカラス此目的ヲ達セン
トスルニハ分房翼ノ隅角ヲ東南ノ方位ニ對シテ設ク
ルヲ可シトス若全分房ヲ三翼ニ配置シ第四翼ヲ以テ
事務所及教誨堂ニ充ツルニ於テハ其配置方最モ宜シ
キヲ得タルモノト謂ヘシ若シ此方法ニシテ行ハレ難
キハ四翼共ニ直角ニ建築シ事務所及教誨堂ハ之ヲ
中央部ト通シ別ニ一階ノ建物トシテ設クルヲ要ス
病監、炊場及洗濯所ハ何レノ場合於テモ本建物及地
下層ニ設クヘカラス該建物ハ全然隔離シテ建築スヘ
キモノニシテ中央部トノ交通極テ便ナルヲ要ス
分房ノ三翼ニ配置スルハハ教誨堂ハ事務所ノ二階ニ
設ク其他ノ場合ニ於テハ中央部ト聯通シテ別ニ之ヲ
建築シ習學場モ亦其内ニ設クルヲ可トス若シ教誨堂
ヲ事務所ノ二階ニ設ケタルハハ習學場ハ假建物トシ
テ事務所ニ接續セル分房翼ノ傍ニ建設スルヲ要ス
中央建物ノ隅角部ハ地下層ヲ設ケ看守詰所、浴所、倉
庫等ニ充用スヘシ
監門ハ一ケ所ノミ周壁ニハ門衛ノ詰所看守長及監長
ノ官舎ヲ設クルモノトス其他室舎ハ總テ周壁ノ外部

龍野監獄支署誌

給八級俸 看守長 神崎直次郎

監獄署誌

給九級俸 看守長 大橋彦太

給九級俸 全 島田榮造

依願免本官 非職監獄書記 阿部誠一

全 神崎政寛

任看守長 看守部長看守 濱田民次郎

給十級俸

監獄署誌

任兵庫縣屬 監獄書記 栗屋千輔

給八級俸

明治廿五年十二月囚人賞譽表

兵庫縣監獄署

種別	重罪	輕罪	合計	署名
男女計	四	四		
賞表付與	七	一〇	一六	監獄署
全	一	一	二	豐岡監獄支署
全	一	一	二	洲本監獄支署

司獄官昇等

島根縣監獄署

給七級俸 監獄書記 佐々木 俊三郎

給八級俸 全 上 渡部 友次郎

看守教習卒業其他

石川縣監獄署

本縣看守教習所第三回受業生左ノ六名本日教習課程ヲ卒業セリ

- 看守 上田 廉太郎
- 全 石上 乙三郎
- 全 狩谷 季作
- 全 武部 申二
- 全 荒谷 外二郎
- 全 松平 伸郎

本縣看守中左ノ四名ニ本日精勤證書ヲ授與セラレタリ

- 看守 乾 芳久
- 全 渡邊 傳太郎
- 全 森田 守角
- 全 村田 清入

看守教習卒業

當府ニ於テ第四回看守教習生試験ノ上卒業證書ヲ授與シタル者左記ノ如シ

十二月廿七日授與

同 田邊 義之助

同 堀 貞燕

同 岸 伸壽

看守教習卒業

京都府監獄署

- 看守 小坂 宇太郎
- 全 林 改造
- 全 土橋 子之作
- 全 岡本 安次郎
- 全 中田 猪太郎
- 全 八卷 安藏
- 全 野口 幸作
- 俊 牛田 俊作

同 同 同

上谷 太右衛門

多賀 榮太郎

秋末 佐太郎

看守教習卒業

兵庫縣監獄署

當縣看守教習所第五回受業生卒業セシ人名左記ノ如シ

- 優等 杉 勝也
- 優等 大田 豐太郎
- 優等 蟻川 未

- 磯部 糸次郎
- 神谷 靜馬
- 高橋 正男
- 中山 演隨
- 齋藤 十二郎
- 岩垣 辨藏
- 三木 新三郎
- 山下 長藏
- 大川 朋四郎

司獄官任命

三重縣監獄署

山梨縣監獄署

當監獄署ニ於テ客年十二月廿三日看守教習ヲ終ヘタルニヨリ同廿四日廿五日廿六日ノ三日ヲ以テ卒業試験ヲ執行セシ處何レモ及第セシニヨリ同十二月廿八日ヲ以テ更ニ卒業證書ヲ授與セラレタリ其人名左ノ如シ

分課及任命

秋田縣監獄署

本年十月廿六日本縣所務細則ヲ改正シ監獄分課ヲ庶務、警守、經理、作業ノ四課及教務、醫務ノ二所ヲ置カレ課所長以下左ノ通命セラル

- 秋田縣監獄書記 木名瀬 禮助
- 庶務課長兼經理課長ヲ命ス 看守教習所長兼教官如故 秋田縣看守長 竹内 千里
- 任兼監獄書記
- 警守課長兼作業課長ヲ命ス
- 經理課兼庶務課長ヲ命ス 秋田縣看守長 大貫 忠直
- 任兼監獄書記
- 兼作業課僚ヲ命ス
- 看守教習所教官如故

秋田縣監獄書記 淀川 清

秋田縣看守長 兒玉 親良

免兼官
秋田縣監獄署詰ヲ命ス
秋田縣看守長 岡部 安憲

任兼監獄書記
大曲監獄支署詰ヲ命ス
秋田縣監獄書記 角田 龜松

庶務兼經理課僚ヲ命ス
秋田縣監獄署 北島 運一郎

自今月俸拾八圓ヲ給ス
秋田縣監獄署 青田 觀義

教務所長ヲ命ス
秋田縣監獄署 石川 宗泉

依願職務ヲ免ス
秋田縣監獄署 石川 宗泉

任秋田縣監獄署月俸拾四圓ヲ給ス
追テ支署ニハ庶務警守警務教務ノ四係ヲ設ケラレ
タリ

看守教習卒業
栃木縣監獄署
看守 杉山 榮吉

全縣全國名草郡安原村大字
相坂番地不詳平民
塚本 久楠
重禁錮二年
文久元年六月廿七日生

右之者共當裁判所ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケ本刑執行以
來能獄則ヲ謹守シ改悛ノ狀相顯レタルモノニ付其筋
ノ允許ヲ受ケ假出獄ヲ差許サレタリ

任命其他
北海道龜田監獄支署工藤襄報告
看守長 下平 冽

看守教習所龜田支所長兼幹事ヲ命ス
書記兼看守長 工藤 襄

看守教習所龜田支所教官ヲ命ス
監獄書記 工藤 襄

兼任北海道廳看守長
精勤證書付與 全 上
北海道廳看守 菅 喜一郎

看守教習支所設置 全 上
今般北海道看守教習所龜田支所監獄ヲ龜田支署内に
設置セラレタルニ依リ本年一月十五日其開業式及ヒ

右ハ第六回第一期卒業試驗ニ及第シ卒業證ヲ付與セ
リ

假出獄
佐賀縣監獄署

佐賀縣養父郡東尾村平民甲斐百太郎ハ明治拾八年五
月四日謀殺罪ニテ重懲役九年全縣小城郡上砥川村平
民牧口善吉ハ全廿二年五月廿八日毆打創傷罪ニテ重
禁錮四年ノ宣告ヲ受ケ服役中ノ處本月廿七日假出獄
許可セラレタリ

假出獄
和歌山縣監獄署

和歌山縣紀伊國西牟婁郡
川添村大字市鹿野村十五番地
當時全郡周參見村大字
周參見四千二百十七番地居住
平民
內田 鼎
安政三年八月生

官文書偽造
輕懲役六年
全縣全國那賀郡小倉村
大字下三毛三十八番地平民
佐木 彌太郎
天保四年六月十日生

官印盜用罪
輕懲役六年

始業式ヲ舉行シ支所長教官ノ祝詞及ヒ演說其他署員
ノ祝辭受業生ノ答辭等アリ目下ノ受業生ハ都合八名
ナリ

看守ノ受持 全 上

今般北海道廳監獄署ニ於テハ看守ノ受持事務ヲ更訂
シ從來監督補助ト稱スルカ如キ名稱ヲ廢シ此ノ事務
ヲ移シテ受持看守ノ事務ト爲シ受持看守ノ責任ト爲
セリ

假出獄 全 上

靜岡縣駿河國駿東郡沼津
城内町土族
當時函館區船見町五十六番地
寄留
石丸 有典
四十四年

監守盜 輕懲役八年

右ハ頭書之刑ヲ受ケ爾來龜田監獄支署ニ於テ服役中
ノ處常ニ能ク獄則ヲ謹守シ始終一日ノ如ク真心改悛
ノ狀題著ナルヲ以テ今般假出獄ヲ許サレ出獄セリ

任命 奈良縣監獄署

奈良縣警部 原 營 造

任奈良縣監獄書記兼看守長

原 營造

五條監獄支署長ヲ命セラル

粟 生九郎

監獄書記兼看守長

任奈良縣警部

右兩名共七級俸ヲ給與セラル

看守教習所卒業

埼玉縣監獄署

埼玉縣監獄署ニ於テハ第二回看守受業生ノ卒業試験ヲ執行セシニ左ノ受験者孰レモ及第セシニ依リ本月十六日卒業證書ヲ授與シ實務ニ服セシメタリ

- 埼玉縣看守 金森 朔吉
- 橋本 太郎
- 半谷 運治
- 草野 林吉
- 小林 鐵治
- 小田 鐔太郎
- 小峯 高三郎
- 綿織 寅二郎

看守精勤證書付與

- 看守 馬場 小次郎
- 大黒 新三郎
- 可兒 増太郎
- 宮内 龜太郎
- 吉村 卯藏
- 松川 猶三

大坂府監獄署

本月十五日看守鴻原彦四郎外二十名ハ内務省訓令第廿壹號第三條各項ニ適合ノ者ト認メ左記之通夫々精勤証書付與セラル

監獄署誌

堺監獄支署誌

- 看守 鴻原彦四郎
- 松木 庄右門
- 廣下 宣光
- 柏木 幸平
- 河村 欣作
- 岸川 萬太郎
- 岩田 卜三造
- 中原 治左門
- 高田 廣吉
- 鎌田 鎌三
- 三好 猪久造
- 永井 源二郎
- 莊田 爲太郎
- 小橋 柁次郎
- 廣石 萬吉

看守教習卒業

島根縣監獄署

本月十四日第三回看守教習所閉所ニ際シ宮本義靜、高橋愛義、杉田義敬ノ三名卒業証及修業証ヲ授與シ宮本義靜ハ試験成績優等ナルヲ以テ特ニ褒狀ヲ下付セリ

統計

明治廿五年十二月々末在監人現在表

明治廿五年十二月々末在監人現在表

道府縣名	四	人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	合	計
------	---	---	-------	-----	-------	------	---	---

警視	三、六〇六	七五五	一八	三一五	一〇	四七〇四
東京小笠原島	二、三三八					二、三三八
集治監	二、五四九					二、五四九
空知分監	一、二九一					一、二九一
網走分監	七六九					七六九
道走分監	六九七					一、〇四二
北海道廳	二、〇九八	二八四	七一	七六	一七	二、四六七
京 都						

青島山秋福石富島岡廣山和德香愛高福大佐熊宮

歌

森形田井山川取根山島山口島川媛知岡分賀本崎

三五二 六四二 七六二 四六四 四九五 四九五 七五八 九五三 一七九 一六五 一〇四 一〇四 一五八 一五〇 一二七 一二三 一五六 一〇三 五九四 八五五 四六九

一〇〇 一〇〇 二〇〇 四一 一一九 九二 一〇七 八〇 二一八 二四四 一三七 七五 一一九 一八〇 一三一 一二五 一七二 五四 一八一 六四

二 一 一 三 二 一 三 二 一 八 二 三 三 五 九 一 四 二 二 二 一

四 四 四 六 四 二 三 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

四 四 四 四 二 六 三 三 九 一 六 二 一 八 二 七 一 六 〇 五 四 一

四六二 七六〇 九七〇 五一五 六四二 五九九 八八〇 一〇五二 二〇四五 一九四四 一一九六 一一五〇 一七二七 一七四八 一四二六 一四六二 一八二五 一二一〇 六六六 一〇七四 五三六

大神兵長新崎群千萩奈三愛靜山滋岐長福宮岩

奈

阪川庫崎湯玉馬葉城木良重知岡梨賀阜野城島手

三、四三五 一、三七四 二、三一九 九四八 一、二五〇 一、二一〇 九三一 九七〇 一、二一三 八二八 五一七 一、三一二 一、八五五 一、〇八五 三九九 一、一八六 九〇一 一、二七五 八二一 一、一八二 四七四

八一五 二八五 三九二 一五八 一九九 二〇五 二五四 二七八 一五八 一一七 九八 一二三 三一九 一六五 一八八 一四一 一七四 四四〇 二七一 二一七 一一七

三二 一四 四 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

四一八 二二〇 一八八 三二 二七 二五 一三 三〇 二〇 七一 四四 四四 五九 三六 三三 二〇 三〇 三

三八 五〇 九 三 三 五 五 九 九 七 四 二 一 四 五 六 八 三 七 一 八

四七三八 一、八九八 二、九六四 一、一四八 一、四七五 一、四四八 一、二〇一 一、二七二 一、四一九 九七五 六九三 一、四六三 二、二四四 一、二六五 六〇二 一、四〇八 一、〇九一 一、七五六 一、一二三 一、四二八 五九五

統計

統計

四十

鹿兒島	五〇五	一〇九	一五	三	六三六
沖繩	一六一	一一	一		一七三
東京集治監	一、二八二				一、二八二
宮城集治監	六八七				六八七
三池集治監	一、六四六				一、六四六
兵庫留監	一、二五二				一三五
合計	六四、一三二	九、二八六	一、九九八	三六七	七六、二〇八
總計					

(備考) 本表中東京小笠島ハ廿五年十一月十二月分トモ全年八月分ヲ以テ掲載ス
月分トモ全年八月分ヲ以テ掲載ス

問答

囚人處罰ニ關スル議疑

獄務研究 生

我輩ハ囚人ヲ處罰スル事ニ就テ二三ノ疑点ヲ懷抱セリ因テ之ヲ左ニ列記シテ江湖ノ識者ニ質ス
一 我輩獄則第四十二條ニ所謂獄則トハ如何ナルモノヲ云フヤ
世ノ論者中囚人ハ自由刑ノ執行ヲ受クル身分ナルヲ以テ其許サレタル外ハ動ク能ハス換言セハ命令

ヲ俟タサレハ一手ヲモ舉グルヲ能ハサルナリト是レ余輩ノ疑フ所ナリ成程囚人ハ自由刑ノ執行ヲ受クル身分ナレトモ人ノ自由ハ死刑ニアラサルヨリハ絶對的ニ剝奪セラルヘキモノニアラス然ラハ囚人ハ或ル自由ヲ束縛セラルヘキモノニ拘禁セラルヘキモノニ手足ヲ縛セラレヌ又雜居房ニ在テハ對話スルヲ禁セラレヌ則監獄則施行細則第三條第六項但書ニ晝間ト雖モ放歌喧嘩又ハ高聲ニ誦讀シ及隣房ヘ通聲交談スヘカストアリテ暗ニ同房内ノ交談ハ許シアレハナリ故ニ我輩ノ考フル所ニ依レハ獄則ヲ犯ストハ監獄則施行細則第三條ニ規定スル監

房揭示條目ヲ始メ監獄ノ規則及命令ニ違背シタルモノト解セサルヲ得ヌ然ラハ囚人ノ心得方ハ文書若クハ口頭ヲ以テ詳細之ヲ示シ若シクハ命令シタル後ニアラサレハ獄則違犯トシテハ處罰スル能ハサルモノト思ハル若シ豫告セシテ之ヲ罰スルニ於テハ囚人中殊ニ初犯者ノ如キハ一人トシテ處罰ヲ免ルヘモノアラン夫レ處罰ノ主旨ハ規則命令ヲ遵守セシメント欲スルニ在リ其規則命令ヲ豫告セシテ豈ニ能ク囚人ノ知り得ヘカラストセハ之ヲ遵奉セント欲スルモ得ヘケンヤ而モ尙ホ爲スヘカラサル所爲ナリトシテ處罰スルヲ得ヘキカ
二 囚人ト雖モ法律規則ヲ以テ禁止セラレヌ若クハ暗ニ許サレタルモノハ之ヲ行フノ權ナキ乎
例ヘハ輕罪以下ノ刑ニ處セラレタル者ハ禁治產ヲ受ケサルヲ以テ世人ト財產上ノ契約ヲ爲スヲ得ヘシ又監内ノ囚人互ニ低聲ヲ以テ交談スルヲハ既ニ前項ニ述ヘタル如ク監獄則施行細則ニ於テ暗ニ之ヲ許シタルモノトス果シテ然ラハ是等ハ囚人ノ行フヲ得ヘキ權利ニハアラサル歟
三 若シ囚人ハ絶對的ニ自由ヲ剝奪セラレタルモノニアラスシテ制限セラレタル自由ニテ幾分ノ權利

アリトセハ監獄官吏ハ其權利ノ行使ヲ止ムルヲ得サル歟
前項ニ例記セシ輕罪囚カ世人ト財產上ノ契約ヲ結フ如キハ囚人固有ノ權利ニ屬スルヲ以テ監獄官吏ニ於テ之ヲ禁止スルヲ能ハサルハ何人モ之ヲ疑ハサルナリ然ラハ其監獄則施行細則ニ於テ暗ニ許シタル否法律規則ニ於テ禁セサル同房囚相互ノ交談ハ故ナク監獄官吏ニ於テ之ヲ禁スルヲ得ヘキカ惟フニ恩惠上ヨリ與ヘタルモノハ之ヲ奪フヲ得ヘシト雖モ苟モ人間固有ノ權利上ニ屬スルモノハ法律規則ノ禁セサル限りハ擅ニ之ヲ奪フ能ハス然ラハ監獄官吏カ同房囚相互ノ交談ヲ禁スルモ其禁止ハ適法ナラス却テ監獄則施行細則第三條ニ牴觸スルヲ以テ其禁止ハ無効ニアラサルカ敢テ問フ

教誨

教誨ノ方針

教 法 道 人

若シ夫レ監獄ニ於ケル行刑ノ旨義ヲシテ一面懲戒的ノ意味ヲ有シ一面矯正的ノ性質ヲ有スルモノナリト

セバ監獄事業ハ其教誨ニ幾分ノ重ヲ置カザル可ラザルハ勿論ナリトス宜ナル哉近時漸ク教誨ノ事教典シ來リ大ニ生氣ヲ吐カントスルノ時運ニ會セルヤ、予ハ此點ニ於テ先ツ讀者諸君ト共ニ監獄上ノ一進歩タルヲ賀セヤンバアル可ラズ然レドモ願ミテ其方針如何ニ至レバ實ニ尙茫乎タルノ觀ナキニ非ズ蓋シ極メテ重要ナル問題ノ持前トシテ極メテ困難ナルニ依ルベシ或ハ問々之ニ向テ辨說ノ勞ヲ執ルモノアリト雖其言徒ラニ誇大ニ流レ放縱ニ失シ皆タニ其實際ニ於テ些少ノ効益ヲ與ヘザルノミナラズ漫ニ一時ノ快ヲ貪ラントスルモノニ過キズ、予淺學且斯道ニ於ケル經驗乏シク徒ラニ是等ノ重要ナル問題ニ容喙スル或ハ前上ノ誹ヲ招クノ恐アルベシト雖モ予ハ單ニ無責任ナル言論ヲ以テ此教誨ノ事ヲ論ズル者ハ是レ既ニ教誨ノ罪人ナリト爰ニ白狀シ以テ讀者ノ安心ヲ請ハザル可ラズ故ニ予ハ今其方針如何ヲ論ズル概ネ準據ヲ實際上ニ採リ以テ聊カ觀察ヲ試ミント欲ス文中間マ單純ナル學理ニ反スルノ觀アルニ似タルハ亦已ムヲ得ザルナリ

教誨ノ方針ニ於ケル問題ハ實ニ簡單ナリ簡單ニシテ而モ至難ナリ曰ク監獄教誨ハ宗教的ナルヘキカ將タ

養セルカ或ハ又耶穌教ナル乎、予ハ躊躇ナク之ヲ吾人祖先ヨリ傳來シタル一種ノ德義心ナリト答フルヲ憚ラサルナリ然ラバ遠キ祖先ノ昔ハ如何ナル方法ヲ以テ風教ヲ維持シタルカ是レ亦一ノ研究ヲ要スヘキ事項ナルヘシ

佛教ハ遠ク二千年前ヨリ我國ニ傳播シタル宗教ニシテ時ニ興替アリト雖モ宗教中ニ於テ最も人心ニ浸潤セル度ノ深キモノアリ然レドモ惜ヒ哉其宗教ヲ傳播スルノ能力ニ乏シキガ故ニ幾多ノ時代ヲ經過スルニモ拘ハラズ比較的ニ人心ヲメ之ニ傾嚮セシムル一能ハザリキ時々高僧名衲ノ出ツルアリト雖モ哲理ヲ談シ禪味ヲ説キ容易ニ俗耳ニ入り易カラズ遂ニ唯一種ノ學者トシテ之ヲ尊崇スルニ止ルノミ之ニ反シテ一方ニ於テハ浮屠ノ貪欲ナル醜行ナル俗人ト雖モ尙且ツ之ヲ爲スヲ耻ツルノ行爲アリ是ヲ以テ愈々其信仰ノ度ヲ薄ラギ今日ニ在テハ寺僧ハ單純ニ墓地ノ番人ニ過ギズ偶々老爺村婆ノ墓參ニ赴ケル序ヲ以テ衣袴ノ珠數ヲ繰リ回シ繰回シ因果應報ノ理ヲ説クヲ聞キノ隨喜ノ涙一滴汗血ノ錢一文ヲ投シ以テ後生ヲ托スル輩ノミ如斯多數ノ年月ヲ費シ而シテ尙其萎靡トシテ振ハサル現況ヲ觀ハ誰カ又之ニ向テ隨感ノ涙ヲ灑

道理のナルベキカ是ナリ此問題ナルヤ監獄社會ニ在テハ遠ク數年前ヨリ起リタルモノナリト雖モ未ダ決スル所アラズ是ヲ以テモ尙至難ノ問題タルヲ知ルニ足ル、予ハ先ヅ此問題ヲ解クノ初ニ當テ一言讀者諸君ニ述ベザル可ラザルモノアリ本論ニ於テ宗教的ト謂ヒ將タ道理のト謂フ頗ル學術上ノ用語ニ似タリト雖モ予ハ實際ノ上ヨリ觀察ヲ下スヲ以テ宗教ト謂フモ單ニ我邦ニ行ハル、佛教若クハ耶穌教ニ過キザルナリ而シテ道理トハ之ヲ吾人天賦ノ腦裡ニ訴ヘ以テ是非正邪ノ理ヲ明ニスルモノヲ謂フ若シ續テ之ニ似タルモノヲ求ムレバ彼ノ儒教ノ如キモノ之ニ類スベキ歟夫レ斯ノ如ク解シ來ラバ今少シク一步ヲ進メテ社會ニ於ケル現況如何ヲ説カシメヨ

犯罪者ハ固ヨリ其心志ノ不良ナルニ基因スルハ勿論ナリト雖モ其之ヲ驅テ犯罪ノ深淵ニ陥ラシムルハ社會ノ情性ノ然ラシムル所ナリ故ニ社會モ亦幾分カ其實ヲ分タサル可ラズトノ説ヲシテ是ナリトセバ本論ヲ究ムル上ニ於テ社會ノ道德ヲ保維スル基本ヲ知ルハ最も重要ナリトス今我邦ニ於テ普通良民ノ相信倚シ常ニ其安固ナル精神ヲ以テ生シ之ニ從事スル所以ノ者ヲ願ミヨ良民ノ多數ハ佛教ニ依テ以テ德性ヲ涵

カサルモノアラフヤ吁其之ヲ致セル實ニ幾多ノ原因アルナリ今之ヲ説クハ一ノ宗教論ニ屬スルヲ以テ姑ク他日ニ譲リ何人ト雖モ現今ノ佛教ニ依テ良民ハ其德性ヲ保維スルモノトハ、ヨモ思ハサル所ナルベシ」耶穌教ハ僅々二十有餘年前ノ傳來ナリト雖モ佛教ニ於ケルガ如ク傳播術ニ迂ナラス極テ人心ヲ收攬スルノ術巧ナルガ故ニ到ル處各地宣教ニ熱心ナリト雖モ人心ニ浸潤スル度淺ク未タ以テ風靡ノ勢力ヲ有スルニ至ラス

獨リ我邦全國ヲ通シ古今治亂興敗ノ世アリト雖モ常ニ隱微ノ間ニ世道ヲ保維スルモノハ夫レ唯一ノ儒教アルノミ儒教ハ實ニ我國書アリシ以來其風教ヲ維持シタルモノナリ而モ其ノ教トスル處能ク人心ニ慍合シ其國體能ク抱括融解シタルモノナリ源平兩氏、藤原氏ノ專横、足利鎌倉ノ時代下テ徳川氏ノ封建、時代ハ幾變更スト雖トモ唯當時ノ執政者ノ交替ニ止テ陰然占ムル處ノ風教ニ至テハ飛ブ鳥落ス武夫モ劍光一閃、雷雨ヲ呼起ス將軍モ之ニ向テハ些少ノ力ヲダニ與フル能ハサリシナリ然シテ猶儒教ナルモノハ獨リ社會上流ノ占有物ナルノミナラズ下層ニ在テモ尙沈澁シ居レルナリ見ヨヤ徳川與御殿ハ家庭嚴肅坐作

序アリ進退時アリ其風儀溫雅其禮讓篤厚眞二人ヲシテ威武ノ爲メニ畏服セシメ有禮ノ爲ニ悦服セシムルモノアルヲ、之ト等シタ下層ニ於テモ亦親子五日、一室ニ偃臥シ父子親アリ長幼序アルノ語ハ實ニ彼等ノ腦裡ニ刻銘シ自ラ其謙讓ノ美風ヲ爲セル能ヲ、斯ノ如ク上下舉テ我美風眞習ヲ醸生シタルモノ夫レ唯儒教與テカアリト謂フベシ而シテ儒學ヲ專攻スル所謂儒者ノ輩ニ至テハ彼ノ高僧名衲ノ如ク一種ノ裝飾品若クハ學者トシテ尊敬セラル、ノミナラス自己一身ヲ以テ此社會ニ於ケル風教ヲ維キ得タルモノト謂フベシ聖堂ニ於ケル如キハ獨リ儒學ヲ教ユルノミナラズ實ニ其重ヲ自踐躬行ノ一點ニ注ギタルナリ此風習遠ニ延テ村落ノ郷校ニ及ビ賤ガ伏屋ノ柴刈ル乙女子モ野原ニ徜徉イテ薇採ル頑童モ額擔傾柱、星漏ル庵ニ集イテ兄弟事友信ノ道ヲ修ム嗚呼此間ニ潛勢力ヲ逞フシタル實ニ國性トシテ融化セラレタルモノ偶然ニアラサルヲ知ルベシ

吾人今日ノ聖代ニ遭遇シ今日ノ美風ヲ胚胎シ得タル者實ニ遠ク二千有餘年間綿々トシテ吾人ノ祖先ヲ一貫シ來リタル儒教與テカアルヲ知ルニ足ル否我國體ハ十分之ヲ容ル、ノ餘地ヲ有シ之ヲ混融綜合シテ終

聽ノ狀ヲ爲ス偶々頭ヲ擧ゲル者ヲ視レバ臨場官吏ノ容姿、同因ノ舉動ヲ諦視スルノミ講話一番終テ監房ニ歸ル罪囚等私語シテ曰ク今日ノ法話眞ニ睡氣ヲ促セリ予ハ斯ノ如キ法話ハ既ニ三回之ヲ耳ニセリ今少シク斬新ナラシメバ切メテハ現世ノ功德ト思ヒテ聽クベキモノヲ云々是レ豈監獄教誨ノ光景ニアラスヤ教誨中罪囚ノ睡眠固ヨリ之ヲ處罰スルニ足レリト雖モ如何セン法話ノ性質陰鬱ヲ帶ビ念珠ノ響ハ假ノ死出ノ迎ノ如ク聞ユルヲ

吾人今去テ教誨師ニ就テ教誨ノ成績如何ヲ尋ネナバ逸焉トシテ其要領ヲ得ザルベシ是レ教誨師其人ノ罪ニアラスシテ寧ロ教誨ノ方法ニアリト謂フヘシ教誨ノ業タル其効果ヲ一朝一夕ニ収ムヘキモノニアラス又他ノ事業ニ比シテ明カニ其效果ヲ指示セルハ固ヨリ困難ナリト雖モ懲戒ニ比シテ教誨ハ能ク其權衡ヲ保テ得ル程ノ成績アリヤ予甚疑ナキ能ハザルナリ臨房教誨ハ之ヲ日曜祭日教誨ニ於ケル儀式的ニ比スレハ最効驗ヲ有シ得ルノ教誨ナリ何トナレバ能ク個人の教誨ヲ施シ得テ彼等ノ項針ニ當ツルヲ易ケレバナリ然レトモ實際ニ在テハ分房ノ制度未ダ全ク行ハレサルガ故ニ個人の教誨ハ唯想像ノ談ニ過キスシテ總

ニ現時ノ倫理テフモノヲ擧起シタルモノナリ是等ノ間ニ生息シタル犯罪人即チ監獄ニ収禁セラレ、所ノ罪囚ヲシテ歸善悔悟セシムルニハ如何ナル教誨ヲ施シテ可ナルベキヤ佛教ハ唯一ノ方針ナルヤ耶蘇教ヲ以テスベキヤ吾人ハ最早間フヲ須サルナリ何トナレハ少クトモ監獄ハ社會ノ反映ナリトノ言ヲ信スレバナリ

予ハ斯ノ如ク論シ來レリト雖モ佛教若クハ耶蘇教ノ社會ニ向テ無益ナルヲ說キタルニ非ズ或ル意味ニ於テ之ヲ必要ト認ムルノミナラズ尙其教法ノ潮變センコトヲ祈ルモノナリ社會ニ於ケル宗教ノ現況以上ノ如シ進ンデ監獄ニ於ケル教誨ノ有様ヲ說カン日曜教誨ハ大法會ナリ大祈禱日ナリ彌陀如來ノ像ヲ正面ニ掲ケ一縷ノ香煙脉々トシテ絶ヘス一雙ノ蓮葉巧ニ排列セラレ看守ハ總囚ヲ一堂ニ集ムルヤ其旨ヲ教誨師ニ通ハ頓テ悠然歩ヲ運ハシ入來ルハ身ニ法衣ヲ纏ヒ手ニ念珠ヲ繰リ眞ニ好箇ノ名僧ナリ號令一聲罪囚一體終テ徐々ニ說キ出ス禪理若行談而モ甚シキニ至テハ監獄ノ教誨トシテ謂フベカラザル鄙野ナル比喩ヲ採リテ以テ一場說話ノ材料トナス說話漸ク熟スルニ及ンデ聽者轉々睡氣ヲ催フシ低頭俯伏巧ニ傾

囚教誨ト殆ンド異ルトコロナカルヘシ稀レニ半分房ノ備アル監獄ニ於テハ偶々以テ催眠ノ術カ否ラザレバ世ヲ味氣ナク思フ憂悶懊惱ノ徒ト化スルニ過キザルヘシ

予ハ斯ク實況ヲ觀察シタリト雖モ要スルニ佛教々誨ハ弊害アル者ナリト認メタルニハ非ルナリ其教誨ノ効能多キハ予モ亦讀者諸君ト共ニ認識スル所ナリ少クトモ催眠ノ具陰鬱ノ氣ヲ帶ルハ佛教ノ特性トモ隔フベク其他間々吾人ノ耳邊ヲ通過スル教誨トシテ言フ可カラザル奇怪ナル宗教談、講話ノ材料終ニ盡キ同一ノ事柄ヲ再三再四演述スルガ如キハ宗教其者ノ罪ニ非ズシテ教誨師ノ實ニ在レバ予ハ全ク是等ノモノヲ指摘セザルベシ

我邦ノ監獄ハ殆ンド皆佛教的教誨ヲ採用スルモノニシテ其耶蘇教ヲ用ユルモノ唯一二ニ過キズ是等ノ實況成績ニ就キ未ダ如何ノ報ヲ耳聞セズ寧ロ疑フ或ハ佛教的教誨ニ比シテ其功驗少キヲ

予ガ欽慕セル斯道ノ先輩岳洋小河氏ハ其著日本監獄法講義ニ於テ余輩ニ教ヘテ曰ク(二百七十九葉參看)監獄教誨ハ宗教的ナルヘキヤ將タ道理のナルヘキヤノ問題ニ就テハ當局者ノ往々其所見ヲ異ニスル

所ナルカ鄙見ヲ以テ之ヲ見レハ監獄ニ於テハ轍頭
轍尾宗教的教誨ハ主義ヲ採ルヲ必要ナリト信ス蓋
シ宗教的感化ハ之ヲ道理の感化ニ比スレハ其効驗
顯著ニシテ且ツ悠久ナリト謂ハサルヲ得ス何トナ
レハ通理ノ存スル所疑ヒ必ラス之レニ起リ疑ノアル
所迷ヒ從ツテ之レニ生シ潮回逆轉シテ復タ終ニ本
來愚痴ノ凡夫ニ歸スルノ恐レアリ之レニ反シ彼ノ
宗教ナルモノハ必ス一ノ本尊ト崇拜スル所ノ主体
アリテ本尊ノアル所會ツテ一點ノ疑ヲ容ルハ許
サズ信仰則チ轉迷開悟ハ存スル所ニシテ其存在ハ
堅固ニシテ且ツ悠久ナラサルヲ得ズ殊ニ單純ノ道
理ハ之ヲ説クコト極メテ巧妙ナルモ尙ホ聽者ヲ感
動セシムルコト甚タ鈍ク彼ノ懇到周密ナル法話説
教ノ輕少ニシテ而カモ容易ニ俗衆ノ頑耳ヲ聳動セ
シムルノ比ニアラサルナリ

著者ハ明カニ宗教的教誨ヲ採ルベキヲ主張セリ而シ
テ其理由トシテ曰ク道理ノ在スル所疑ヒ必ラス之レ
ニ起リ疑ノアル所迷ヒ從ツテ之ニ生シ潮回逆轉終ニ
本來愚痴ノ凡夫ニ歸スルノ恐レアリ云々ト予ハ此言ノ
實ニ道理の教誨ニ存セズシテ寧ロ宗教的教誨ニアル
ナキヲ疑フ啓疑解迷ノ事ハ道理の教誨ノ主トスル所

ニシテ丁寧反覆平易ニ之ヲ講説スルハ彼ノ一意偶像
崇拜ノ旨ヲ傳ヘテ之ヲ講話スルヨリモ寧ロ其感化ノ
大ナルヲ信スルナリ吾人ハ實ニ天稟トシテ理性ヲ有
ス理ノアル所ヲ以テ實説セラルハ恰モ羊毛ヲ以テ
咽喉ヲ扼セラルハ恰モ如ク從ツテ之ニ服從スベキモ一
種ノ模倣ヲ以テ強テ從ハシメント欲スル恰モ鞭ヲ以
テ之ヲ撻打懲戒スルニ幾キモノナリ

著者ハ尙説テ曰ク彼ノ宗教ナルモノハ必ス一ノ本尊
ト崇拜スル所ノ主体アリテ其間一點ノ疑ヲ容ルハ許
サズ信仰即チ轉迷開悟ノ存スル所其存在ハ堅固ニ
シテ悠久ナリ云々ト實ニ然リ予ハ著者ト共ニ宗教ノ
感化偉大ナルヲ信スルモノナリ然リト雖モ我邦人ニ
在テ一人疑ヲ狹ムナク圓滿無量ノ信仰ヲ以テ組成セ
ラレタル宗教アリヤ否ヤ、惜ヒ哉佛教ハ夕日ノ嘆ナ
キ能ハズ耶穌教ハ未ダ勢焰ヲ吐クニ至ラス終ニ宗教
ノ力トシテ偉大ナル効績ヲ我邦ニ及ボスモノアルヲ
聞カズ若シ夫レ我國性ヲシテ夫ノ歐洲諸國ノ如クナ
ラシメバ予ハ耶穌教々々誨ヲ採ルニ躊躇セザルヘシ一
般ノ禮法風俗皆其教旨ニ基因シ人ノ生ルハ早ヤ既
ニ其腦髓ハ模倣的ニ浸潤セラレタルガ故ニ少時漸々
理性ヲ具フルニ至ルモ曾テ其間一點ノ疑ヲ容ルハ、ヲ

許サメルナリ我邦ノ佛教果シテ能ク斯ノ如キ勢力ア
ル歟耶穌教亦這般ノ氣力アル歟吾人ハ佛神ニ對シテ
實ニ尊敬ノ意ヲ表スルモノナリ其前ニ跪拜スルモノ
ナリ然レドモ其教法ヲ跪拜スルモノハ唯夫レ質實朴
直ナル爺婆ト彼等ノ僧徒ノ一部分ナルベシ著者ノ言
實ニ是ナリト雖モ之ヲ我邦ニ實行スルノ教法ナキヲ
如何セン、既ニ間疑解迷ノ事ハ道理の教誨ノ主トス
ル所ニシテ法話ハ却テ常識ニ在テハ迷疑ヲ生ゼシム
ルモノトセバ夫ノ法話ノ輕妙頑耳ヲ聳動セシムト謂
フモ終ニ詮ナカルベシ

宗教ノ我邦ニ於ケル尊信ノ度及其理義のヨリ予ハ道
理の宗教ノ可ナルヲ信スルモノナリ請フ尙少シク兩
者ニ對シテ講究セシメヨ

(一) 四人ハ宗教ニ冷淡ナリ、我邦人少クトモ四人ハ極
メテ宗教ニ冷淡ナルハ前上繼陳シタル過去ノ歴史
現在ノ有様ニ依テ之ヲ証スルコトヲ得ベシ宗教ニ
冷淡ナル四人ニ向テ宗教ヲ説ク殆ンド教誨ノ効ヲ
失シタルモノナルハ今更辨ヲ要セズ
(二) 儒教ハ佛教ノ如ク厭世の分子ヲ帶ヒス凡ソ宗教ハ
其物ノ性質トシテ過去現在ヲ問ハズ概テ其事將來

ニ係ルモノナリ佛教ノ如キハ最も甚シトス其結果
タル畜ニ聽者ヲシテ厭倦憎厭ノ心ヲ生ズルニ非ス
ンバ世ヲ味氣ナク思ヒ神氣懊惱復タ殆ンド現世ニ
望ヲ抱カザルニ至ルベシ況ンヤ分房監獄ノ如キ獄
寥ナルニ於テオヤ此點ニ於テ是等ヨリ生ズル弊害
ヲ見ズ

(三) 儒教ハ佛教ノ如ク多宗多派ナラズ
若シ監獄教誨ヲシテ或一派ニ限ラシメバ他ノ宗派
ヲ信スル者ハ假令ヒ少數ナルニモセヨ多少不快ノ
念ヲ抱クハ是レ人性ノ常情トス不快ノ念起テ先ツ
不信ノ意生ズ是ニ於テカ教誨ノ効終ニ無ニ歸ス然
リト雖モ是等多數ノ四人ニ向ツテ相適合シタル幾
多ノ宗教ヲ採ラント欲スルガ如キハ一ノ想像談ニ
過ギザルナリ儒教ハ一系統ノ教ナルヲ以テ此點ニ
於テ其弊ヲ免ルハコトヲ得

(四) 佛教ハ儒教ノ如ク個人の教誨ヲ施スニ適セズ
佛教ハ概テ其素ヲ大乘小乘ニ採ルガ故之ヲ以テ幾
多罪囚ノ心性ニ應ジ教誨ヲ施スハ頗ル至難ノ事ナ
リトス憚惡ナル者之ヲ聞カバ私カニ其迂ヲ笑ヒ奸
智ニ長ケタル者之ヲ聞カバ其遇ヲ笑ヒ陰鬱ナル者
益々陰鬱ニ、迷信ナル者益々迷信ニ傾カシム加之

雑誌

現今ノ佛教ハ多少模範的ニ注入スルノ嫌ナキニ非
ス或事實ヲ捕捉シ來テ之ヲ講説スルガ如キ或ハナ
キニシモアラスト雖モ其説ク所現世ニ於テ最モ確
實ニ引証スル能ハスシテ幽冥界裡ニ赴クガ故ニ人
ヲ感動セシムルノ誠ニ薄弱ナルモノト謂フベク儒
教ニ至テハ彼ノ索題ニ窮シ幾度カ同一ノ講話ヲ贅
ラシ四人ノ失笑ヲ招クガ如キコトナク現在セル幾
多ノ事實ヲ以テ最モ感動シ易ク之ヲ講話シ得ルノ
便アリ

以上掲グル所ハ唯其要領ニ過キサルナリ詳細ニ至テ
ハ讀者ノ指定ニ任センノミ予ハ是ニ於テカ斷乎トシ
テ道理的主義ノ可ナルヲ認ムルモノナリ讀者諸君若
シ之ヲシモ或一種ノ情實ニ依テ尙佛教主義ヲ可トセ
バ予ハ唯默シテ今ヤ監獄教誨ノ末路ニ歸シタルヲ嘆
センノミ

本編輯ヲ脱セントスルニ際シ監獄學雜誌ノ配送
ヲ受ク披閱シ來レバ痴山生ノ監獄教誨論ナル一
論アリ讀一過頗ル我心ヲ獲タルヲ喜ブ痴山生予
其何人ナルヤヲ知ラズ而モ論旨整實大ニ予ノ意
ヲ強クスルニ足ル痴山生希クハ尙示教スル所ア
レ金風飄々斯道ノ爲メ自愛セヨ至屬

は素と上訴期限内に控訴の申立を爲したるものなれ
は上訴の有効なること明かにして豫納金免除許可と
否との如きは控訴の有効と無効とに何等の關係を及
ぼすものにあらざれば免除を却下せられたる日より
國庫の費用に歸せしなるを以て正當とすとの議論あ
り尙之に附言して曰く善しや免除を與へられざりし
とて該被告人は或は他に道を求めて控訴豫納金を金
策し得や未だ知るへからざるなり云々と然れども
是れ皆正鵠を得たるものにあらすして取るに足らざ
るなり如何となれば上訴の期限内に控訴を爲したれ
はとて未だ法定の規定（即ち豫納金を完納せざると
き）を得たる以上は其申立たるや注効を有するも
のと云ふへからざればなり故に刑期の起算も前判宣
告の日よりするにあらすや又他に豫納金支出の道を
案出せられたるやも知るへからすとの理由の如きは
想像の過ぎたるものと云ふへし何となれば此疑問に
對して予輩は下の如く答るを以て足れりとせん曰く
「然らは何故に免除に許否以前に此道を講せざる」と
是れ控訴申立の効なき所以にして亦免除せられざる
の理由なりとす要之に本問の在監費用は前判宣告の
日より國庫費即ち在府縣獄囚徒費の負擔に歸すへき

監獄課員の地方出張

小河監獄課長には福島縣へ監獄課員神谷彦太郎氏に
は宮城縣へ何れも舊職より出張せられ滞在殆んど一
個月に亘り精密なる調査を遂げ一月下旬歸京せられ
たり斯く監獄事務の爲め長く一縣下に滞在調査を爲
せしと云ふが如きことは未だ前例のあらざる所なり
と云ふ

重罪囚刑期起算及び控訴費用の件

重罪^{徒流刑}以上^{第一審}の判決に對し控訴を爲し併せて控
訴豫納金の免除を請求せしに控訴院に於ては免除を
與ふへき正當の理由なきものとして免除を與へざる
ときは控訴期限の経過と共に上訴の無効に屬するこ
と敢て辨を要せざる所なりとす故に此場合に於ける
刑期の起算は前判宣告の日よりするや是れ又勿論な
り然れども斯る囚徒に對する拘禁費用は前判の日よ
り國庫の支辨に屬するや將た免除棄却の日よりする
やとの義に就ては聊か疑なき能はす何となれば本犯
ものどす

巡查看守給助の件よ付

巡查看守にして公務の爲め傷痍を受け病院に入り施
療の上一旦快方に趣き退院し舊の如く勤務に就くと
と年餘にして後該傷痍に原因再發變して不具者とな
り遂に止なく其職を免すに至りたる者は巡查看守給
助例に依り給助金を支給し可然やと云ふに右は果し
て痔患に依り不具者となりたるや否やの義に就ては
精密診査を要するは勿論なりと雖も明々疑なき者に
在りては給助例の恩典により傷痍給助を支給すべし
と伺定せられたりと聞く
又巡查看守給助例第九條第一項の官職中には押丁門
守小使の類は包含せざる義に候やと其筋へ問合され
たるに右押丁門守の如きは全例第九條に依り其間給
助年金を停止し小使の如きは停止すへ限にあらざると
回答ありたるやに聞く然れども門守と雖も小使同類
のものは年金停止の限にあらす云々と然かも押丁に
して第九條第一項に依り官職中に含められたりとせ
んか押丁と小使との間に如何なる差異のあるへきや
予輩其軒怪あるを見出す能はざるなり暫らく記して
疑を存す

懲治者在監費用の義に就き

甲地裁判所に於て審理の未成年十二歳に満たざるを以て六ヶ月間懲治場に留置すべきとの言渡に對し控訴の申立を爲せしにより控訴院所在地の監獄に移送したる處控訴院に於ては前裁判言渡を認可し該期間乙地監獄の懲治場に留置することとなり右の者に對する乙地在監中の費用は甲乙何れの負擔に屬すべきやとの疑問あり案するに本犯は刑法第七十九條に謂ふ所の不論罪の場合に該當するものにして其所爲たるや刑法に規定したる犯罪の所爲たりと雖も該犯罪は未だ知覺精神の充分發達したる者にあらざるを以て法律は之を認めて罪とし論せざるも去ればとて之を抛擲し置かんか漸次惡心を増進し遂に不良の徒となるを如何せん故を以て國家は宜しく是等の者に對し大奸巨惡を未萌に防遏するの策を講せざるへからざるは國家當然の義務にして之を換言せば國家ハ是等未丁年者に對し父兄の教養し能はざる範圍外に逸したる者に強制教育の旨義を以て之を監獄の懲治場に留置し犯罪を嗽芽に矯正せんと目的に外ならず然れども本犯の行爲たるや法律に於て禁止を命令したる規定に背戾するものに相違なく而かも尙之を

不論罪とし其刑を科せざるは犯者の能力如何に依て之を罪とし論せざるへしとの義に外ならずされは犯罪成立の原素を缺きたるものと云ふへからざるや勿論なり既に其所爲にして犯罪の原素を具備せんか何すれ普通犯罪人に關する費用と其支辨を異にするの理あらんや要するに本問の場合に於ける留置費用は通常上訴の場合と全しく明治廿三年十月内務省令第五號の支配に屬すべきこと明なり記して當局者の參考に供す

看守滿年賜金の義に付

看守に休職を命じたるとき休職中の年限は奉職期限に算入し滿年賜金支給し可然やとの問合に對し在職年限に算入すべき義と回答ありたり是れ素より然るへし休職は一般官吏の非職と異なることなく只其年限を異にするると有給と無給との差あるに外ならされはなり

已決囚賄費の件

已決囚を參考人として警察署に召喚したるとき右已決囚に係る賄費は何れより支辨すべきやと云ふに右は事實參考人として陳述を要するものなれば警察署の支辨に屬すべきものなりと聞く

刑事參考人旅費支給の件

警察監獄雇及小使を他の被告事件に付證人として裁判所より召喚したるも證人の資格を有せざるものに付事實參考人として審理したるに刑事訴訟法及刑法附則より裁判上の旅費を請求するものあり右は證人の資格なきものなれば刑法附則に規定したる證人又は鑑定人の旅費を請求し得ざるか如し果して然らば之れが召喚に應じ出廷に要せし旅費は如何なる規則により何れの費用に立つべきやとの義伺出たられたるに右は參考人と雖も公務上出廷したるものと認むる場合に於ては身分相當(即ち官職相當)の旅費を本人所屬應より支給すべきものなりと指令せられたりと聞く

刑事被告人醫療の件に就て

刑事被告人にして在監中疾病に罹りたるときは監獄醫をして治療を加へしむるは當然の義なれども該疾病たるや宿病或は痼疾にして從來能く其病因を知悉せる醫師の治療を受け居りしを以て幸に重患に陥らざることを得たるを理由とし監獄醫外なる普通醫師の診療治療を受けしことを願出るものあるときは其情狀を檢案し之を許可するも苦からずやの義に付疑

問となりたることあり要するに右は刑事被告人にして之を監獄に拘束し身体の自由を剝奪することを要するは社會の危險を除くを首とし罪証の湮滅、其共犯の通謀等を防かんか爲のに外ならず尙他語を以て之を反復せは一面公衆の安寧を保護し一面証憑蒐集の方法手段に出てたるものあることは予輩の贅言を要せざる所なり故を以て刑事被告人と外人との交際は可成之を隔絶せしめざるへからざるは勿論なれば在監中の被告人と通常人との間に於ける物件の授受并に接見の場合に於ては殊更に其取締をして嚴正ならしめ前述の目的を達せしめんこと獄務當局者の日夜服膺して瞬時も忽諸に附すへからざる所なりとす然れども又傍ら在監人の健康を保全せしめ心意上の若痛を感せしめざることは亦監獄官當然の義務と云ふへし然れば本問の場合に於ても右は陳へたる目的を害せざる限りは獄則の範圍に於て可成之を寛待せんこと刑事被告人を遇する立法者の精神なるへしと信す否信するのみならず然かくせざるへからず故に檢束上差支なき限に於て典獄は之を許可し然るへしと其筋に於ても右の旨趣を以て或る地方の伺出に對し指令せられたりと聞く左もありぬへし

●位勳褫奪の時期

有位勳動者の刑事宣告に基き位記の返上勳位の褫奪を爲すは從來専ら第一審の宣告又は豫審の有罪言渡の際に於てせしか右に就ては往々其執行後無罪となり若くは過誤の裁判に依て終身の榮譽を失はしめ勳位を褫奪するは事件の宜しきを得たるものにあらざるを以て今後は必ず其裁判の確定を待て執行すへしとの説起り目下其筋に於て詮議中なりと云ふ

●辭令

任集治監典獄	神奈川縣警部長	菅井誠美
叙高等官六等	集治監典獄	菅井誠美
三池集治監詰を命ず	同	上
任愛知縣警部長	集治監典獄	渡邊惟精
叙高等官六等	愛知縣警部長	渡邊惟精
任德島縣典獄	千葉縣典獄	福原元資
叙高等官八等	德島縣典獄	福原元資
任千葉縣典獄	德島縣典獄	千石學
叙高等官八等	千葉縣典獄	千石學

●監獄巡閱

内務書記官久米金彌氏は三池集治監及長崎福岡大分佐賀熊本宮城鹿兒島諸縣の監獄巡閱を命ぜられ監獄

寄 書

●在監人營養物攝取明細表

ニ就テ

在埼玉縣 草刈次郎稿

食撰ノ良否ハ、衛生上最も緊要ノ關係ヲ有スルモノナリ、之ヲ小ニシテハ、一個人ノ健康ヲ左右シ、之ヲ大ニシテハ、一國ノ強弱如何ニ關スト云フモ、敢テ過言ニアラサルベシ、果シテ然ラハ、平常食撰ノ適合ヲ検査シ、其改良ヲ希圖スルハ、方今ノ急務ナリトス、監獄ノ如キ、兵營ノ如キ、其食自己ノ嗜好ニ出テスシテ、一ニ他ノ所定ニ係ルモノハ、豫メ食物ノ成分並ニ性質ヲ明ニシ、其規定ノ範圍ヲ超過セサル限ハ、可成的營養ノ普給ヲ計ラサルベカラス我監獄ハ明治二十六年一月中、在監人ニ給與スヘキ各種ノ食物ニ對シテ、本表ヲ調製セリ、而シテ之ヲ調製スルニ當テヤ、衛生局東京試驗所ニ於テ、分拆シタル營養品分拆表ニ據リ、成分及ヒ性質ヲ考數シ、テ一日一人ニ給與スヘキ食物及ヒ其價額ヲ知ルコトヲ得タリ、然レトモ物品ノ成分ハ、生品百分比例ニ

課員眞木喬氏と共に本月三十日出發せられたり其巡閱中の所見は聞くに従て讀者に報道すへし

●監獄協會常集會

來月十二日(第二日曜)は上野公園内韻松亭に於て監獄協會の常集會を開き重なる附托事項に就き調査委員の報告ある筈なり

●監獄費支辨方ニ就テ

甲地の地方裁判所に於て冒認販賣事件の爲め重禁錮二ヶ月に處せられたるに服せず扣訴せしに棄却せられ扣訴院所在地の監獄にて本刑執行中前件に關連せる私印盜用罪の爲め更に重禁錮十ヶ月に處せられたる者あり其刑期ハ前後通算し且前判關連の事件にて乙地に於て新たに捕獲したる者とも同視し難きに依り或縣より其經費區分方伺出たる所后判宣告の翌日より乙地の監獄費を以て支辨すべき旨指令せられたりと聞く

●留置場の建設

留置場は刑事被告人を一時拘留する所の假場なるを以て主務省の許可を経ずして建設するを得へしとの考より往々稟請せすして處分する地方あるやに聞くも留置場と雖一の監獄あるを以て許可を受くべきと當然なり當局者宜しく注意ありたし

由リテ算出シタルモノナレハ、或ハ調理上多少ノ變動ヲ生スルヲ免レサルベキモ、亦敢テ大差ナキヲ信スルナリ、價額ノ如キニ至テハ、日々給與スヘキ、物價ヲ算出シタルモノナルヲ以テ、尤モ確實ヲ期スルニ足レリ、ソモ本表ノ主ナル目的ハ、一ハ以テ養分ノ給不給ヲ知り、一ハ以テ給與食物ノ價額ヲ一目ノ下ニ知ラシムルニ在リ、故ニ縝密ナル注意ヲ以テ、本表ヲ製シ、食物變換法ヲ行ハ、或ハ監獄衛生ノ一端ヲ裨補スルニ庶幾ラン乎、

在監人給與食料規程

第一條 在監人ニ給與スル食物ハ別紙様式ニ準據シ健康病者ノ二名ニ區別シ毎月在監人營養食物攝取明細表ナルモノヲ豫定シテ之ヲ給與スヘシ
第二條 本表ハ庶務主任ニ於テ醫師ト協議ノ上規程ニ基キ之ヲ査定シ典獄ノ檢閲ヲ經テ施行ス可シ
第三條 庶務主任ニ於テ本表ヲ調製スルキハ先ツ体内ニ攝取スル處ノ量ト体外ニ排スル處ノ量ト過不及ナキヤ否慎重ナル注意ヲ以テ調製スルヲ要ス
第四條 食物ノ良否ハ滋養上關係スル所最モ大ナルヲ以テ規定範圍ヲ超過セサル限リハ可及的品質ヲ撰ヒ調理ニ注意シ且ツ時々其献立ヲ變換シ毎日同

種ノモノヲ用ユルヲ避ク可シ若豫定ノ献立ヲ變
セントスルハ典獄ノ認可ヲ受ク可シ

第五條 給與食物ハ豫メ其物質ヲ分析シ蛋白質脂肪
澱粉質灰分質等其含有スル處ノ實成分ヲ確定シ本
表ニ明記スヘシ

第六條 給與食物ノ價額及ヒ養分ハ一人一日若干ト
明記シ價額ハ規定ニ超過セサル様養分ハ不及ヲ告
ケサル様注意スヘシ

第七條 滋養分中蛋白質ハ動植物二者ニ含有スト雖
ドモ動物ハ植物ヨリ多量ニ含ムモノナルカ故ニ植
物ヲ給與スルハ多量ニ給スル様注意スヘシ

第八條 庶務主任ハ榮物調理簿ナルモノヲ調製シ置
キ日々ノ配菜ヲ前日中ニ炊事看守ニ命ス可シ

第九條 庶務主任ハ食物給與ニ付テハ重大ノ責任ヲ
有スルヲ以テ毎日ノ食料額消費ノ有無又ハ調理法
ノ適否等充分ナル注意ヲ以テ監督スヘシ

説明

第一 欄ハ七曜ヲ記載スルモノトス

第二 欄ハ日ヲ記載スルモノトス

第三 欄食料トハ給與スヘキ米麥又ハ粥ヲ記載スル
モノトス本表ハ五合食^{四分}ノ米麥ヲ記載シタル

講讀餘話

惹氏獨乙監獄法講義註解

第一款 犯罪及刑罰

第一章 犯罪及犯罪人

第一節 犯罪ノ範圍及原因

凡ソ人類相集リ社會ヲ組成シ互ニ共同ノ生活ヲナシ一致ノ生業ヲ營マントナラハ社會即チ秩序の團體ヲ保
全センカ爲メニ各個人ノ意思ヲ制肘スル所ノ規矩準繩トナルモノナカルヘカラス此ノ規矩トナリ準繩トナ
ルモノ即チ國家ノ法規ナリ

法規、此ニ存スルニモ拘ハラズ一個人ノ意思ハ動モスレハ輒チ其我慾ヲ逞フセンカ爲メニ之レニ對抗シテ
違ニ之ヲ干犯スルニ至リ是ニ於テ乎即チ犯罪生ス

(注)犯罪ノ多數ナルハ實ニ驚嘆ニ堪ヘサルモノアリ獨逸國ニ於ケル千八百八十六年ノ刑事統計表ニ據ル
ニ帝國法律ニ對スルハ、ミノ輕重罪ニシテ處斷ヲ受ケタルモノ五十三万五千八百九十八件ノ多キヲ見ル若
シ尙ホ其ノ發覺セズ又ハ處斷ヲ受ケサル所ノ事件ヲ積算セハ實際果シテ幾何巨數ニ達スヘキヤ而シテ彼

モノナリ

第四 欄量トハ一日給與ノ食料ヲ(朝食夕)三分シ其
量目ヲ「グラム」ニ改メ之ニ水ノ量目ヲ加ヘ記載ス
ルモノトス

第五 欄價ハ前掲量目ノ代價ヲ記載スルモノトス

第六 欄榮物ハ朝食ニ給與スヘキ物品ノ名稱ヲ記ス
ルモノトス但シ水ヲ要スルモノナルハ水ヲ合セ
記載スルモノトス

第七 欄量トハ前掲榮物ノ量ニ水量ヲ合計シテ記載
シタルモノナリ

第八 欄價ハ前掲量目ノ合計代價ヲ記載スルモノト
ス晝食及夕食ノ各欄ハ朝食ノ各欄ニ準シ記入スル
モノトス

第二十一 欄及第二十二欄ノ合計ハ一日一人攝取シ
タル物品ノ全量及ヒ全量ニ對スル價額ヲ合計シテ
記載スルモノトス

一 食量分析ノ各欄ヲ蛋白質脂肪質有機物灰分質
及合計ノ五欄ニ大別シ尙ホ各欄ヲ小區分シテ
動物性植物性及小計ノ三欄ニ分ツテ日々攝取
スヘキ物品ヲ分析シテ其成分ヲ記載スルモノ
トス (未完)

小河滋次郎君辭述

ノ違警罪殊ニ多數ナル乞丐及浮浪罪并ニ各聯邦法律ニ對スル犯罪殊ニ山林盜伐罪ノ如キハ凡ヘテ前記五十幾万ノ件數外ナリト知ルヘシ、千八百七十八年(イ)ノ調査ニ據ルニ違警罪及山林盜伐罪ノ件數ハ普國ノミニテモ一ハ三十四万三千三百二十八件、一ハ三十六万三千五百五十一件ナリ(イ)スタルケ氏著犯罪論第三十一葉)

刑事統計表ノ吾人ニ示ス所ニ依リテ之ヲ見レハ犯罪ハ文明ノ進歩ト共ニ漸次、發達増殖スルモノ、如シ是レ文明進歩スレハ秩序ヲ重シ風紀ヲ尙フノ觀念從テ高マリ社會ノ安寧ヲ保維スルニ必要ナル法律條規モ亦此觀念ニ伴ツテ漸ク繁密且ツ緊嚴ニ制定セラル、ノ必要ヲ生シ此ニ各個人ノ意思ハ益々狹隘ニ愈々究屈ニ拘束セラル、ニ至ルヲ免レザレバナリ

(注)法網、密ナルニ從テ之レニ觸ル、者益々多キニ至ルハ蓋シ避クヘカラサル自然ノ理勢ナリ著者イスライル人ノ始メテ荒原ニ拓植シテ部落ヲナスヤ法十章(一章僅カニ數語、例ヘハ殺ス勿レ、奸淫スル勿レ、盜ム勿レ、偽證スル勿レ、貪慾ナル勿レノ類)ヲ以テ之ヲ治メシモ五百年ヲ經(即チ牧畜時代ヨリ農藝時代ニ進化シタル頃)戸口漸ク繁殖スルニ及ンデハ法令ヲ類集シテ總ヘテ四卷ノ多キヲナスニ至レリ、カル第五世ノ刑法ハ僅カニ四十有五條ニ過サルモ獨逸刑法ハ二百九十餘條ノ多キヲ有スルノ外、尙ホ特別ノ禁令及ヒ刑事制裁ヲ附シタル聯邦法律並ニ警察諸規則等、其ノ條項ノ多キ實ニ俛指スルニ遑マアラサルナリ是レ即チ文明進歩ノ結果ニシテ各個人ノ意思ヲ拘束スルコト此ニ益々緊縮トナリ從テ犯罪ノ愈々増加スルヲ見ルニ至ルハ蓋シ必然、免レサルノコトナリト謂フヘシ但文明ノ進歩ハ一般ニ犯罪ノ増加ヲ來タスニモ拘ハラズ重罪即チ殘酷ナル犯罪ハ漸次、減少ニ趣クハ傾向ヲ呈スルモノ、如シ獨逸ニ於ケル千八百八十六年ノ刑事統計表ニ據テ之ヲ見ルニ受刑者總數三十五万三千人ノ内、死刑ハ百分ノ〇・〇二、懲役ハ百分ノ三・二三、禁錮百分ノ六十四、罰金、百分ノ三〇・三二ノ割合ニ該當ス以テ懲役以上重罪犯ノ比較的僅小ナルヲ證スヘキナリ

文明ノ進歩ニ從ヒ同一領域内ニ居住スル所ノ人口蕃殖スルカ故ニ生存競争亦次第ニ盛ンナラサルヲ得ス其結果、國家ノ法規ヲ干犯スル者亦從テ増加スルニ至ルヲ免レス

(注)統計ノ示ス所ニ據レハ大都會及人口稠密ナル工業地方ノ住民ハ村落及人口稀薄ナル農業地方ノ住民ニ比シ割合ニ犯罪者ヲ出タスコト多數ナルモノ、如シ例ヘハ十萬以上ノ人口ヲ有スル所ノ都會ニ於テハ犯罪ノ責任アル能力者(即チ幼年者瘡痍者白痴瘋癲者ノ類ヲ除キタル者)十萬人ニ就キ犯罪件數二千三百二十四件ノ多キヲ見ルモ他ノ田舎地方ニ於テハ僅カニ千二百四十件ニ過ス(千八百八十五年ノ獨逸刑事統計表ニ據ル)以テ文明進歩人口繁殖ノ結果ハ生存競争ヲ激烈ナラシメ遂ニ犯罪ノ増加ヲ現出セシムルノ證左トナスヘキナリ

文明ノ進歩ハ貧富、賢愚、貴賤其他アラユル社會層級ノ懸隔ヲ惹キ起スコト甚シク其ノ結果、貧者ハ富者ヲ忌ミ愚者ハ賢者ヲ嫉ミ卑賤ハ高貴ヲ憎惡スルニ至リ相離ル、コト益々遠クシテ相反目疾視スルコト愈々盛ンナリ疾嫉ハ終ニ慾望トナリ慾望ハ即チ一轉シテ法規ヲ破ルノ誘因トナル

(注)上流社會、富貴驕奢ノ生活ハ恰カモ是レ下層貧賤ノ情輩ニ對シ「犯罪者トシテ來レ」ト誘フ所ノ招牌

ノ如シ犯罪ノ増加スル實ニ止ムヲ得サルナリ殊ニ此ノ状態ノ少年活氣ノ徒ニ惡影響ヲ及ホスコト實ニ至大ナリ比年、少年犯罪(十二歳乃至十八歳)ノ驚クヘキ速力ヲ以テ増加スルニ至ルヲ見テモ知ルヘキナリ

文明ノ進歩ハ民産ヲ驅リテ少數者ノ掌裏ニ湊合シ多數者ヲシテ爲メニ貧困ニ陥ラシメ、機械力ノ進歩ハ人カヲ節シテ多數勞力者ハ生業ヲ奪ヒ加之生計ノ程度ハ漸次騰貴シテ一方、資ヲ得ルノ道ハ愈々限縮ス經濟上ノ充乏ハ獨リ人一代ヲ禍スルノミナラス子ニ傳ヘ孫ニ譲リ相承襲シテ慘毒益々甚シク殺伐、無智、耽酒、脆弱、破廉耻、惡教育、破壊的家族生活等苟クモ犯罪ノ導火線トナルヘキ凡ヘテノ危險物ハ即チ此ニ簇生シ火氣一點、爆發ノ機、問髪ニアリ、彼ハ犯罪殊ニ財産ニ對スル犯罪ノ益々増加スル所以ハ偶然ニアラサルヲ知ルヘキナリ

(注)統計表ノ示ス所ニ據レバ(獨逸 千八百八十六年ニ於テハ處刑ノ宣告ヲ受ケタル者總計五十三万五千二百九十八件ニシテ内、財産ニ對スル罪、二十三万五千七百九十二件ナリ且ツ犯罪者ヲ出ダスハ割合ハ貧民社會ニ非常ニ多クシテ生計、稍々餘裕アルノ種屬ニ少ナシ犯罪統計表ニ據ルニ自由刑ノ處斷ヲ受ケタル者ノ内百分ノ九十七ハ拘禁費ヲ辨償スルノ資力ナキ者ニシテ尙ホ赤貧ト稱スヘキ者ハ實ニ百分ノ八十五ノ多キヲ占ムルノ割合ナリ

文明ノ進歩ハ益々物價ノ騰貴、生計ノ困難ヲ促進シ一般ノ人民ヲシテ愈々容易ニ結婚ヲ爲スコト能ハキヲシメ爲メニ彼ノ人性、最モ制シ難キ所ノ情慾ハ勢ヒ正徑ヲ脱シテ横道ニ入り其ノ結果、風俗ニ對スル犯罪

●緊急廣告●

内務省監獄課員神谷彦太郎君譯

○英國 ベントン 獄事情 全壹冊 代價郵稅共 金二拾八錢

本書ハ大英國ノ模範獄トシテ有名ナル「ベントン
ヴィル獄」ノ事情ヲ譯出セラレシモノニ係ル間ク
トコロニ依レバ目下巢鴨池袋ニ建築セラル、監獄
モ專ラ此ベントンヴィル獄ノ構造ヲ基礎トセラル
ハト云ヘハ獄事家タル者ノ宜ク一讀シ給フヘキ良
書ナリ

大日本監獄協會佐野尙君譯

○歐米監獄事情 全十冊 既刊

壹冊 代金四拾九錢乃至金二十五錢
本書ハ廣ク歐米監獄ノ事情ヲ得意ノ精筆ヲ以テ翻
譯セラレシモノナレハ獄事家ノ座右ニ欠クヘカラ
サル參考書ナリ

佐野尙君譯

○佛國監獄改良論

上 卷 代價郵稅共 全壹冊 金二十八錢

本書ハ佛蘭西監獄改良ニ依テ來リシ所ヨリ其今日
ヲ致シタル顛末ヲ論述シタル原書ノ意義ヲ秋毫モ
誤ラス最モ詳細ニ譯出セラレシモノナリ

宇川盛三郎君講述

○監獄論 全壹冊 特別割引代價郵稅共金十四錢

長野縣書記官小野田元照先生著

○泰西監獄問答錄 全壹冊 代價郵稅共 金七十五錢

佐野尙君譯

○佛國監獄改良論 下 卷 代價郵稅共 全壹冊 金二拾八錢

神谷彦太郎君譯

○華氏監獄論 全壹冊 代價金四拾錢

佐野尙君譯

○萬國議事提要 全壹冊 代價金六拾錢

神谷彦太郎君纂述

○英國獄事問答 全壹冊 代價金五十錢

右監獄論以下六書ハ實切ニテ目下絶版ニ候得共何
レモ獄事家ニ欠ヘカラサル最緊要書ナレハ本院ハ
豫約ノ便法ヲ設ケ申込五百名ニ滿ツレハ直ニ出版
各其代價ヲ以テ速ニ送本可仕候間續々御申込被下
度候

明治廿六年一月

東京牛込神樂町 二丁目廿二番地 臨池書院

監獄教誨

定價金六錢

右第一編より第五編まで出版尙ほ五編共完備致し居り候に付此際御入用の方は御申込み下されば又第六編は來る十五日出版仕候見本御入用の方は郵便切手六錢封入御申込次第贈呈す此段併せて廣告候也

東京市京橋區築地三丁目八十九番地

大日本監獄教誨師通信所

毎月一回發行 北海道樺戸月形村
一部定價金四錢 郵税金貳錢
同情會發行

教誨叢書

第九輯目錄

- 教誨 うろく世界（挿畫） 松尾 香次郎
- 宮内大臣監獄御巡見に就て 原 鳳 幸
- 猜疑 松尾 香次郎
- 宗教 宗教論 第二回 小 野 田 卓
- 經濟 殖産の種類努力の區別 アブラハム・リンコルンの傳 阿 部 政 昭
- 傳記 アブラハム・リンコルンの傳 阿 部 政 昭
- 監所揭示文意解 教誨師團の心得 阿 部 政 昭
- 警告 體失ふからず 教誨を受容る人は誰ぞ（挿畫） 天 福 堂 主 人
- 務殊 實に由て樹を知る（挿畫） T. 原 鳳 堂 主 人
- 作文 次で掲ぐる幸福の定義 格言數則 道歌教誨 我子の卒業を祝して前途を戒むる文 是 生 昭
- 讀方 勸善問答 道に従ふ法 是 生 昭

明治廿六年二月二十日印刷
同年同月二十一日出版

發行人 東京市四谷區荒木町廿七番地 磯村 兌 貞
印刷人 同 市 同 區 同 町 同 番 地 近 藤 創 二 郎